

平成24年6月21日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 朝長 勇  
3番 上田雄一  
5番 山口良広  
7番 宮本栄八  
9番 石橋敏伸  
11番 上野淑子  
14番 末藤正幸  
16番 小柳義和  
19番 山口昌宏  
21番 牟田勝浩  
23番 黒岩幸生  
25番 平野邦夫

副議長 山崎鉄好  
2番 山口 等  
4番 山口裕子  
6番 松尾陽輔  
8番 石丸 定  
10番 古川盛義  
12番 吉川里己  
15番 小池一哉  
17番 吉原武藤  
20番 川原千秋  
22番 松尾初秋  
24番 谷口攝久  
26番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一  
次 長 松本重男  
議事係 長 川久保和幸  
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	角			眞
つ	な	が	宮	下	正	博
營	業	部	森		孝	畑
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	山	田	義	利
こ	ど	も	蒲	原	惠	子
ま	ち	づ	石	橋	幸	治
山	内	支	成	松		薫
北	方	支	坂	口		勉
会	計	管	浦	川	正	盛
教	育	部	古	賀	雅	章
教	育	部	白	濱	貞	則
水	道	部	松	尾	満	好
総	務	課	中	野	博	之
財	政	課	水	町	直	久
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	井	上	将	治
監	査	委	森		博	文
農	業	委	田	代	昌	三

---

議 事 日 程 第 7 号

6月21日（木）10時開議

日程第1	第55号議案	佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について (総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第2	第50号議案	武雄市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第3	第52号議案	財産の取得について(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第4	第53号議案	佐賀県営土地改良事業に係る分担金の賦課の基準を定めることについて(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第5	第54号議案	土地改良事業の施行について(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第6	第57号議案	平成24年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第1回) (産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第7	第47号議案	武雄市手数料条例及び武雄市印鑑条例の一部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第8	第48号議案	武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例 (福祉文教常任委員長報告・少数意見者報告・質疑・討論・採決)
日程第9	第49号議案	武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第10	第51号議案	財産の取得について(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第11	請願第1号	教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第12	第56号議案	平成24年度武雄市一般会計補正予算(第2回)(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第13	第59号議案	平成24年度武雄市一般会計補正予算(第3回)(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第14	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員

会付託省略・討論・採決)

- 日程第15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第16 庁舎問題検討特別委員会の設置及び委員の選任について(議決)
- 日程第17 意見書第1号 教育予算の拡充を求める意見書(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第18 閉会中継続調査申出について(各委員会調査事件)(議決)

---

開 議 10時

**○議長(杉原豊喜君)**

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました諮問第1号及び諮問第2号を追加上程いたします。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

**日程第1 第55号議案**

日程第1. 第55号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

本案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、総務常任委員長の報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

**○総務常任委員長(山口裕子君)〔登壇〕**

おはようございます。

それでは、本委員会に付託されました第55号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についての審査内容と結果について報告いたします。

本議案は、佐賀県市町総合事務組合で行っている6つの共同処理の中で、2つの事務に関して新たに変更が生じたため、構成団体で議決を求めるものです。佐賀県西部広域環境組合が退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加すること、多久市が議会議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害また通勤による災害に対する補償に関する事務、並びに公立学校医などに係る公務上の災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加する希望がなされたことに伴い、佐賀県市町総合事務組合規約の一部を変更することが生じたため、議会の議決を求めるものです。

委員からは、今回のように新たに共同処理事務、退職手当事務、公務災害補償事務に参加した場合の団体の負担金はどうなるかについて、退職手当事務についてのみ加入者負担金が

必要になるとの説明を受けたところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第55号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第55号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第55号議案は委員長報告のとおり可決されました。

**日程第2～第6 第50号議案～第57号議案**

日程第2. 第50号議案 武雄市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例から日程第6. 第57号議案 平成24年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）までを一括議題といたします。

以上の5議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第50号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕**

おはようございます。今議会で本委員会に付託されました第50号議案 武雄市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、武雄北方インター工業団地における緑地、環境施設の面積について、基本計画に国の同意を受けたことに伴い、工場立地法の規定にかかわらず、条例により面積率を軽減する特例措置を規定するというものです。

武雄北方インター工業団地は、今回の軽減で企業にとっては有効面積をより効率的に活用できる旨の説明をあわせて受けております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第52号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕**

今議会で本委員会に付託されました第52号議案 財産の取得について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

本議案は、公共事業に係る残土処分用地に供する土地の取得を行うというものでございます。特に新幹線工事が平成20年に事業認可を受けて以来、市内部ではこれまで種々対応策を検討され、適地の選定に苦慮されている状況は、ことしの3月上旬に委員会で報告を受けておりました。今回は取得の対象が明確になり、相手先との合意がなされ、提案に至ったとのことです。

意見として出ましたのが、主に跡地の活用に関してですが、工場適地やメガソーラー用地、運動場など多用途に可能性があり、今後検討していく必要があるとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。19番山口昌宏議員

**○19番（山口昌宏君）〔登壇〕**

1点だけお尋ねをしたいと思いますけれども、今回、こうして残土処分地を全会一致で可決していただいたことに対しては、本当にありがたく思っておりますけれども、さっきの委員長報告のとおり、3月のときには反対等々がありまして、もともとが新幹線に反対であるという話の中で、なぜ今ごろ、ある程度になったときにとりよりも、残土処分地の候補地がここになったという話の過程の中で、そのときには反対ということでありました。しかし、今回、賛成に回られた理由というのはどんな理由があったんでしょうか、これを聞くのはおかしいですかね。そういうことで、審査の過程の中でどういうふうな審査があったのか、お尋ねをします。

**○議長（杉原豊喜君）**

小柳産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕**

3月とか6月というふうなことでございますけれども、今回も雨の中において、現地視察をし、雨に打たれて各議員は執行部の説明を十二分に、120%説明を受けたところ、そのように全会一致になったということです。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

質疑をとどめます。

続いて第53号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕**

今議会で本委員会に付託されました第53号議案 佐賀県営土地改良事業に係る分担金の賦課の基準を定めることについての審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業により、繁昌、庭木の2つの農業用ダムの補修を行うとして、各土地改良区と調整を図り、当該事業を実施するに当たって、分担金については受益者の面積に応じて賦課するものとするについて、議会の承認を求めらるるものでございます。

経年劣化が著しいという機能診断の結果を受け、基幹的な農業水利施設の維持管理コストを低減し、長寿命化を図るため、当該事業により、早期対応が求められるものです。

審査の結果、本議案は全会一致で承認すべきものと決しました。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて第54号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕**

第54号議案 土地改良事業の施行について、審査の結果と報告を申し上げます。

本事業は、嘉瀬川ダムから白石平野に農業用水を送水するもので、今年6月からの国の試験送水を経て、平成25年度から維持管理費が発生するということでございます。国営筑後川下流白石平野土地改良事業によって造成された佐賀西部導水路白石線、白石平野揚水機場、山脚導水路、白石導水路といった、これら基幹的施設について、江北町、大町町、武雄市にまたがる施設で、維持管理費軽減のため国庫補助金事業をお願いしているところです。土地改良法に基づき、手続に際し、議会の議決を求めらるるものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて第57号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕**

今議会で本委員会に付託されました第57号議案 平成24年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、走路の補修に係る測量設計、工事に要する費用、BMX施設の調査のため

の旅費であります。走路の損傷については現地で確認をいたしました。平成19年に補修を施して以来、路面の不陸、クラックの発生、水漏れ等、競技に支障を来すような状況であるため、全面的に早急な対応が必要である状態でありました。

また、BMX施設調査旅費ですが、BMXとは、いわゆる自転車版のモトクロス競技で、2008年の北京オリンピックで正式種目に採用されたとのこと。競輪の売上げが低迷する中、注目されている自転車競技のBMX施設を設置し、新しい競輪ファンを獲得する目的で調査したいということです。

また、同じ主催者が開催している全日本プロ選手権自転車競技大会及びこの大会記念競輪誘致により、売上げによる収益、観光誘客、選手の宿泊や飲食等で、約3億円もの経済効果が見込める一大イベントとして開催されているようです。これもBMXに合わせて武雄市に誘致しようという目的である旨の説明を受け、その調査のための旅費ということでございます。

昨今の景気低迷、全国的な競輪車券の減少等、懸念される事情が多い中、ぜひ成功を願うものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。まず、第50号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第50号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第50号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第52号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第52号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第52号議案は委員長報告のとおり可決されました。



続いて、第53号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第53号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は承認であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第53号議案は委員長報告のとおり承認することに決しました。

続いて、第54号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第54号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第54号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第57号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第57号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第7～第11 第47号議案～請願第1号

日程第7. 第47号議案 武雄市手数料条例及び武雄市印鑑条例の一部を改正する条例より  
日程第11. 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願までを一括議題  
といたします。

以上の5議案は、福祉文教常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第47号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

#### ○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。本委員会に付託をされました第47号議案 武雄市手数料条例及び武雄市印鑑条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果について御報告をさせていただきます。

この一部改正条例については、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴う

もので、手数料条例では、「外国人登録に関する証明手数料」の部分が削除をされ、印鑑条例もこの関係で、登録印鑑の規制について通称または片仮名表記の一部を組み合わせたものは受理できることの追加であるとの説明でありました。

委員からは、市内に対象者は何人おられるのかとの質問で、5月末現在で156名の対象者がおられるとのことでありました。

以上、本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

委員会の質疑の中で、通常、外国の人のサインとかそういうことをですね、よく合意文書とか、それでもサインだけで判このないような、そういうふうな処理の仕方もあるんですけども、この場合は、外国の場合はただ判この中に片仮名の入った判こがいいとかいうことの論議のほかに、じゃあサインとか、そういうふうなものについてはどういうふうな形の取り扱いになっているか、そういう論議もありましたか、その点だけお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

サイン的なものでいいかということの質問でございますけれども、通称、在留カードに記載されたものであれば可能ということでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ちょっと今の、誤解を招くんじゃないかと思うんですけども、普通、外国のサインというのは、その人の筆跡だからいいわけですよ。それを例えば印鑑なんかでつくったつたら、筆跡になりませんからね。それは恐らく、委員長は勘違いで答えられたのではないかとちょっと心配するんですけども、繰り返しますけれども、「太陽がいっぱい」なんかによろ出てきたですね、サインをまねするやつが。だから、サインというのは個々全部違うからサインでオーケーであって、むしろ彼たちは日本の判こが怖いというぐらいですね。

だから、サインを印鑑風にするというのは、恐らく漫画はいいというお話があっただけですけども、ちょっと委員長が勘違いじゃないか心配しますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

今、指摘を受けましたけれども、印鑑条例の規制の部分なものですから、黒岩議員のほうから言われたとおりでございます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。（「手を挙げていますよ」と呼ぶ者あり）質疑をとどめました。（「とどめました」と呼ぶ者あり）表決した後には受け付けないということになっているでしょう、会議規則の中に。（「あ、そうですか」と呼ぶ者あり）はい。（「手を挙げておるじゃないですか。ま、いいです」と呼ぶ者あり）

次に、第48号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第48号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果について御報告をさせていただきます。

この議案については、武雄市図書館・歴史資料館に指定管理者制度を導入する一部改正条例で、指定管理者による管理業務の範囲、準用についての説明を受け、委員からはあえて今回の一部改正条例ではなく、今ある武雄市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例でいいのではないかとの質問がありました。

答弁では、地方自治法第244条の2第1項で、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないと明記、また、同244条の2第3項では、条例の定めるところにより、法人その他の団体に公の施設の管理を行わせることができるとあり、これにより武雄市はそれぞれの公の施設に設置条例をつくっているもので、今回、この設置条例の中に指定管理ができる条文が必要であるとの答弁でございました。

また、指定管理者へゆだねた場合、図書館法という図書館内での経済行為、これもゆだねるのかとの質問では、指定管理者はあくまでも公立図書館の運営についての指定管理なので、営利を目的とした図書館使用については、これとは別と考えている。別途営利を目的とした場合は、施設を貸し出すということなので、指定管理とは別との答弁でありました。

また、利用制限では、指定管理者に任せるのかとの質問では、その場での対応が必要であり、教育委員会としては公立図書館としての役割があるので、報告、管理はしていくとの答弁でありました。

以上、本議案に関しては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

〔24番「24番」〕

○議長（杉原豊喜君）

委員長への質疑は後ほど行いますので、委員長、まず降壇を。

本案につきましては、25番平野議員から会議規則第101条第2項の規定に基づき、少数意見報告書が提出されております。少数意見者の報告を求めます。25番平野議員

#### ○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆様おはようございます。先ほど議長から発言がありましたように、第48号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例に関して、少数意見を留保し、議長に提出したところであります。

この中心的な問題は、指定管理者に対する管理に関する第14条、これは第14条から17条まであるんですけども、中心的な問題点はここじゃないかなという考えを私は持っております。それは、図書館・歴史資料館の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの、これを行わせることができるという内容であります。

指定管理の指定手続に関する条例の第5条、第6条によると、百歩譲って指定管理を認めたとしても、この指定手続に関する条例の範囲でやれないことはないんじゃないかと、これはあくまでも教育委員会所管ですので、教育委員会所管でやれる内容ではないかというのが第1点であります。

これは、あえて武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例が、図書館・歴史資料館を指定管理者制度導入に関して、（発言する者あり）黙つときなさい。経済条件なのか、疑問が残りますし、市長の権限をますます強化する、その動機が背景に動いているのではないかと考えざるを得ないものであります。

第2に、果たして図書館・歴史資料館を指定管理者制に導入することが、図書館法や教育的な立場から見て合理的なのかという問題であります。

第3に、公共図書館の使命とは何かと、これはあらゆる場で言われていることではありますが、指定管理者制度の導入は無理だという指摘が各方面からなされております。使命を（発言する者あり）——ちょっと議長、私語を言わせんで。もう邪魔でしょうがない。使命を具体的に述べますと、それは第1には、幼い時期から子どもたちの読書習慣を育成し、それを強化する。第2に、あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的及び自主的な教育を支援する。3番目には、個人の創造的な発展のための機会を提供する。4番目には、青少年の想像力と創造性に刺激を与えていく。5番目には、文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。あらゆる公演芸術の文化的表現に接し得るようにする。7番目には、異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。8番目には、口述による伝承を援助する。11番目には、容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できるような技能の発展を促す。12番目、最後になりますけれども、あらゆる年齢層の人々のためのそういう人たちのための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があればこうした活動を発足させる。これがいわば、一般的に言われている公共効率性の公共図

書館の持つ基本的な使命、もうこれは世界各地に広がってきているものでありますけれども、武雄市もそれに沿って、いろんなボランティアの人たちの援助を受けながら、この基本的な目標、使命に沿って活動をしてきたところであります。

現在の図書館の指定管理者制度の導入、これは文科省の調査によりますと、2008年といえますと4年前で、これは既に動いていますので、その段階での資料によりますと、203館、全体で公立図書館は3,083施設、大学図書館が1,658施設、合わせますと4,741の公立図書館があるわけですが、その中で指定管理者制度を導入しているのは6.5%という状態です。

福岡県小郡市では、指定管理者制度にしたものの、もとの直営に戻すということもあります。あるいは、鹿島の場合は指定管理者制度をNPO法人、地元のNPO法人にお願いして、地域の経済に寄与する。しかし、来年、平成24年度で期限が来ておりますけれども、そういうふうに常に動いているという状況であります。

参考までに、2008年度に導入されたのは98館、2009年に導入したのが25館、25施設、合わせて125市区町村でこれが導入されてありますけれども、いろんなアンケートをとる中で、一方、導入しないというのに答弁した市区町村の公立図書館は471館、極めて全体からしますと、指定管理者制度を導入したところと、それをやらないと答弁したところでは、こういうふうに数字が逆転しております。

以上のような状況を反映したものと思われませんが、2008年の国会、これは参議院の正式名称は科学文化委員会ですか、以上のような状況を反映した結果だと思えますけれども、2008年の国会では公立図書館など、社会教育施設の指定管理者の制度について、肯定する意見はありませんでしたとの報告が議事録に残っております。図書館への指定管理者制度適用は、住民サービスの向上、経費節減を図ることを目的とされておりますけれども、図書館サービスは単に利用者がふえるとか、開館時間の延長、開館日数の増、そういった量的なものだけでははかれない内容であります。経費節減や削減により、安定した長期的雇用が保障されるのかどうか、短期的の職員に入れかわりによる弊害が一方で生じている。やはり、職員の質の向上が大切だと、武雄の場合には司書の方々は1年契約の5年までという条件になっておりますけれども、そういう量と質の関係できちんと見ていく必要がある、そういうことが論議をされております。

したがって、これらの論議を受けた上で、その当時、片山文部科学大臣だと思えますけれども、公立図書館への指定管理者の制度の導入は、長期的視野に立った運営が難しくなり、図書館になじまない、職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会、これが難しくなるのではないかと、やっぱりなじまないと答弁をしております。参議院の文教科学委員会での答弁であります。そういういろんな角度から見て、指定管理者制度は図書館には無理な制度であると、これはこれまでの経過であります。

ちなみに、最後になりますけれども、鳥取県の片山知事の時代ですけれども、今、全国的に注目されているのは、鳥取県の公立図書館、これは全国でいえばトップクラスだと、そういう意味からの注目もされているところでもあります。

以上の立場から福祉文教委員会では少数意見として、委員長に提出をしたところでもあります。

以上です。

〔23番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）

いやあ、びっくりしますね。普通、どこでも一緒ですけど、審議の前は皆さん公平な目で考えるんですよ。質疑もする前ですよ。今のは少数意見ですか。（「そうそう」と呼ぶ者あり）あれが出されたんですか、議長に。議長に出した少数意見を手元に出してください。あれは討論じゃないですか。こういうのを許したら、大変なことになりますよ。議会の公平さもなくなりますよ。初めにすり込んでいてね、悪い、悪い、悪いとすり込んでいて、あと審議するわけでしょう。できるわけじゃないですか、少数意見に対する議長の見解を聞きたいのと、実際に出た少数意見をここに提出していただきたい。

以上です。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。少数意見報告書を私の手元にいただいております。

〔23番「今のはすべて少数意見なのかどうかね」〕

はい。

〔23番「今のは、私、討論としか見ない」〕

はい、先ほど事務局ともいろいろ話しして、途中で発言をとめたらどうかという協議もしておりましたけれども、先ほど最後と言われましたので、ちょっと私たちもちゅうちょしたところがございます。

一応、私ども注意していただきたいのは、やはり討論にならないよう、少数意見の留保された意見については、討論にならないように注意していただきたいと、大先輩議員さんでありますので、そこら辺はもう認識されているなという中で発言をしてもらおうと思っておりました。

今後も少数意見留保出てくる場合もあると思いますけれども、討論になったり、とにかく、委員会の中で少数意見として発言された部分の発言をしていただくというのが本来の姿じゃなかろうかなと思っております。（発言する者あり）静かに。

だから、そこら付近は今後とも注意をしていただいて、十二分に私たちも精査をしながら、

今後は対応をしていきたいと思っておりますので、御了解をいただきたいと思えます。

ちょっとお待ちください。これは机の上に配付をして、はい。（発言する者あり）静かに、私語を慎んでください。24番谷口議員

**○24番（谷口攝久君）**

議事を進める中で、私は少数意見提出者になったこともありますし、経過ありますけれども、少数意見のいわゆる概要というのですかね、全部を文章にして、私は出すことは実際に今まで行ってないんですよ。要点だけを出すということが原則決まっていますので、少数意見はそれは多数の意見じゃないですよ、少数でも議員の発言というものを大事にせないかんという少数意見もきちっとせろという法律に基づいてしているわけですから、その趣旨説明がある程度長くなれば、多数意見は多数意見で賛成者はおって、また質疑ありますよ。私は今から多数意見には質疑しますけれども、少数意見にも質疑はしますよ。

そういうことですから、少数意見が答弁をまたするわけですから、だから、今言うたのは少数意見者も十分説明できるように、そういうふうにも今、議長が取り計らったからできているわけですよ。少数意見が何か文章に書いた分だけしか認めんというようなやり方でされたら、それはもうきちっとした議事進行にならない、議事にはならないと思えます。

でも、今、議長は発言を許可されて、十分論議がかみ合うようにしてあるということで、それはいいですけども、そのとおりに進めていただきたいと思えます。

〔23番「議長、議事進行」〕

**○議長（杉原豊喜君）**

23番黒岩議員（発言する者あり）

**○23番（黒岩幸生君）**

いいです、いいです、もう冷静になりましょう。今のそういうことがあるという注意ですから、なるだけそうならないようにね。それは自由だと言われれば、自由でいいですよ。しかし、これはテレビを見ていた人は恐らくそうしか思わないですよ、恥ずかしいことですね。

〔25番「何の恥ずかしかと」〕

あなたが恥ずかしくないならそれでいいわけですよ。私はそう思いました。やはり、少数意見と書いてあるのをちょっと見ましたけどね、あります。

これ、ちょっと気になるところがあるんですけどもいいですか。事務局の写し間違いじゃないですか、これ間違いはないですか。特に、先ほど言われて心配して線引いたんですけども、「長期的視野に立った運営が難しくなり、図書館になじまない。」と言ったと書いてありますけれども、これは間違いじゃないですか、刷り間違いじゃないですか。

〔25番「それ私の字やろ」〕

これ、あんたの字じゃなかもん。

**○議長（杉原豊喜君）**

はい、間違いございません。

○23番（黒岩幸生君）（続）

なかですね。じゃあ後で質疑のとき聞きます。

〔25番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）

先ほど私の少数意見の発言に対していろいろ意見出ていますからね、少数意見の報告書というのは、これは実数にすると200字も書けない内容ですよ。私もこれ初めてですからね、だから、事務局と相談をして箇条書きに書くということで、主な点を3点書いていますね。

きのうの委員会で委員長から、これは少数意見に対する討論を求められました。（「きのう委員会あつとらんばい」と呼ぶ者あり）おとといか。

討論を求められました。ですから、その少数意見を3点にわたってまとめるというのは、その背景にいろんな資料があるんですよ。自分の考え方もある、この間の委員会との審議の内容もある、執行部の説明もある。そういったことを背景にしながら、3点にまとめてこれを書いているんですよ。ですから、委員長から求められて討論してくださいと、この少数意見も全委員に渡されて確認された、これでいいですかと、それで討論を求められていたので、（「今、言いよるとは何なのかちゃんとしとかんば、議長に言いよるとか何なのかわからん」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。（「静かにてあつもんや」と呼ぶ者あり）

○25番（平野邦夫君）（続）

それは議長に報告されとるでしょう、委員会での討論も私しましたよ。だから、そういったことをまとめて、（「せて言うたとば、おいがしんしゃいて言うて、したたいね」と呼ぶ者あり）それにまとめてやっていますので、いろいろ議事進行等出ていますけどね、そこはちゃんと議長に報告されていますので、ちゃんとそれを報告受けた後の少数意見の発言を求められたわけですから、そこちゃんと精査してください。

〔6番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってください。ちょっと今の議事進行について、余り多くなったら私も答弁できませんので。（発言する者あり）

私に、この少数意見報告書というのをいただいております。この中に要旨というものがござります。私はもうその要旨を見ながら、いろんな進行をしておりますけど、この要旨から外れた場合とか、やはり討論になったら、またこれは審議にまた影響するわけですので、そ



こら付近を十二分に考慮して少数意見、そういうのを意見報告をしてくださいということを申し述べているところでございます。

ですから、要旨から逸脱しない範囲で今後お願いしたいということで。（発言する者あり）6番松尾陽輔議員

**○6番（松尾陽輔君）**

先ほど平野議員より、委員会で少数意見報告書の討論を求めたということの発言がありましたけれども、一切討論は私は求めておりません。委員の皆さんに確認をお願いしますということで申し上げたわけですから、討論をしたということはもう訂正をお願いしたいと思いますけれども。（「討論求めたじゃないか」と呼ぶ者あり）求めてないよ、委員の方に聞いてくださいよ。

**○議長（杉原豊喜君）**

静かに。委員長

**○6番（松尾陽輔君）（続）**

取り計らいをよろしくお願いいたします。

〔25番「討論ありませんかと言うから討論したじゃないか」〕（「怖いなあ」「怖い、怖い」「何でもありでしょう」と呼ぶ者あり）

**○議長（杉原豊喜君）**

ちょっと委員長の報告は討論を求めていないということですので、私はその場に居合わせませんので、そこら付近は確認できませんので、後ほど確認をさせていただきたいというように思っております。

議事を進めたいと思います。（「議長」「質問やろ」と呼ぶ者あり）

まだです。（「まだ」と呼ぶ者あり）はい。

ちょっと余り長くなって、なかなか議事の進行もちょっとわからなくなってきておりますので、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

福祉文教常任委員長の登壇を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長（発言する者あり）委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔24番「24番谷口」〕

24番谷口議員

**○24番（谷口攝久君）〔登壇〕**

お尋ねをいたします。

論議の中で、まずこの中で歴史資料に関するものを除くということになってはいますが、それについての論議はどういう点でなされたか、まず1点。なぜ、歴史資料に関するものを除く指定管理になるのかですね。

それから、第2には、教育委員会を何で指定管理者と読みかえる、これは文章上の、制度

上の問題だと思いますけれども、問題は市長が指定するというふうにあえて変えなきやいかん理由ですね、それはどういうふうな論議がなされたかですね。そういうことを、委員会の中で論議になったことをお尋ねしているわけですから、よろしいですか。

○議長（杉原豊喜君）

2点目をもう1回確認。

○24番（谷口攝久君）（続）

なぜ、市長が指定するものに変えなきやいかんかという問題です。それはどういう論議があったんですか。教育委員会所管ですから、図書館・歴史資料館というのは。しかも、複合施設ですね、歴史資料館とかそういうものと。それが何か図書館の分だけ分離されて、そういうものに対する、いわゆる分離した形の中で、なぜそういうふうに条例を改正してまで市長に権限を持たせるというような形の中でなったのか、そういう論議がなされた経過をお聞きしたいと思います。まず、第1点ですね。

○議長（杉原豊喜君）

松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

歴史資料に関しては、指定管理者に任せるものではないという考えから除いているということでした。

それから、2点目に関しては、もう公の手續に関する条例でうたってあるということですから、それ以上の議論はございませんでした。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑。

〔24番「3回でしょう」〕

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

今、歴史資料についてはなじまんから除くということでしょう、今の報告では、そういう論議だったということですね。そしたら、歴史資料館と図書館というのは複合施設で一体のものとして最初からつくって、しかも、そのように運用されて効果を上げているわけですが、そこは別として、何でそこだけ分離する必要があるとかね、そういうふうになるかということはどういう論議が——市長が笑うことないですよ、失礼じゃないですか、不謹慎。私は委員長の経過についてお尋ねしているわけですよ、注意してくださいよ、本当に。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。

○24番（谷口攝久君）（続）

失礼じゃないですか。（「だいが」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○24番（谷口攝久君）（続）

私がお尋ねしているのは、なぜ歴史資料館と図書館のその分を分離してまで、指定管理者でしなきゃいかんか。それから、市長に何で、教育委員会で教育長でできるわけです、それは当然、今もきちんとやっただけだから。それがなぜそういうふうな論議になぜなったのかですね。いわゆる委員長にそういう中の経過を詳しく、審議の経過についてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

あくまでも委員会は、図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例に関しての質疑をしたわけですから、要は、その中で答弁また質疑があった部分に関してだけ報告をさせていただきますけれども、先ほどとまた同じ答弁になるかと思えますけれども、歴史資料館は指定管理者には任せないものであるという認識から除いておるということです。

また、市長の権限という分に関しては、先ほど申し上げましたように、同じような答弁になりますけれども、指定管理者の指定の手続等に関する条例、さらには図書館設置条例の中にうたってあるということでございます。

以上です。

〔24番〔では、3回目、最後ですね〕〕

○議長（杉原豊喜君）

24番谷口議員（発言する者あり）

私語を慎んでください。やじには応酬しないように。質問してください。

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

応酬はしていませんよ。委員長ですよ、今の報告の中にありましたように、私はそういうものについて、それ以上の論議はなかったというような受けとめ方をしちゃいかんと思っただけであって言うわけですよ。

例えば、歴史資料館と、いわゆる市長が指定する図書館の機能の分担みたいな感じになりますけれども、歴史資料館そのものについてはなじまんからといって、条例はそのまま残すというふうな論議がなされたという感じですね。ところが、図書館は指定管理にすると、しかも、教育長の、当然教育委員長の所管の権限というのはおかしいですけども、所管事項をあえて市長部局に移して、しかも、市長の考え方で指定管理ができるような法律的な措置を講じたというのが条文上出てきたわけですよ。しかも、それが、これが先にあって、それ

から指定管理をどうするかという問題で論議があれば別ですけれども、前もって何か代官山とかいろいろ論議がいっぱいあった後に、こういうのが出てきているわけですから、手順が少し逆じゃないかと思います。しかし、手順の問題は今は論議しませんけれども、今、質疑はしませんけど、私が言うのは、そういうふうになぜ分離してということは、そういう論議の余り対象にならんやった感じでお聞きしましたけれども、もう一遍お尋ねしたい、そのことをですね、その点だけでいいですよ。

○議長（杉原豊喜君）

松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

歴史資料館とその資料の取り扱いに関しての話の質疑はございませんでした。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

いや、何でこんな話になるのかなって心配ですけどね。結局、委員会だけじゃなくて、やっぱりほかの一般質問からずっと続くんですよ、こういうのはですね。それを我々はずっと審議を重ねて行って、だんだん絞り込んで行って、結果を出して、議決をして、議会の一つの意見をつくり上げるというのが、これが我々議会の役目なんですよ。しかし、反対に反対に持っていこうとする人もいますよね、不思議でならないんですけども。

これは、私はどうせきょう、討論しようと思っておりますので、討論のところでしっかり言いますが、条例の決め方って、単純な話ですけど、地方自治法ありますね、それを受けて条例を受ける、先ほど何号やったですか、小柳議員さんのところで、委員長さんのところぴしっとまとまったんですね、全会一致、あれと一緒になんですよ、これは、条例が変わるのは、新しく武雄北方工業団地ができたから、それは新しく条例に盛り込まなければ、条例をつくらなければですね、本来ね。その減免対象になれないですよと、緑地が減らないですよとなるからつくったんですよ。

ただ、一緒のようにあそこに入れますからね、そこを項目入れるだけで済んだというだけで、あれは新しく条例をつくったことになります。これと一緒になんです。じゃあ指定管理者に何を入れないかんと、市長が前に一般質問で答弁をされましたけれども、だれでもわかっていることでしょう。適用範囲を入れるんですよ、それと準用と。だから、今回、48号ですか、後で討論で言いますが、出ているんですね。

質疑に入りますけれども、そういうことはもう置いておきます。結局は、今回の議案が先ほど大先輩の谷口議員から、耳が5つある人から聞きましたけれども、議案審議の中で、例えば、CCCが悪いとか、HBCがいいとか、DDCがいいとか、そういう話は出てきてい

ないですよ、それが出てきた話をちょっとされましたので。というのは、まずは指定管理者を決める、その後に、その物事を決めていかなければ、これがあったかどうかね。なかったと思いますけれども、再度今、言われましたので、再度そこは答弁をお願いしたいと思います。

それから、民活を活用して効果を上げる、こういう話があったかと思うんですね。それは、ここで一般質問の中で、石丸議員さんがやはり民間活力が必要なんだと、指定管理者は社会教育団体と言われたのですかね、これをしようと思っていたと。この次は、委員会で論議しますと言われてとまっていますからね。

だから、民間活力を活用して教育効果を上げると、それになっていくと思うんですけども、反対されていますので、なぜそうなったのかわからないんだけど、わかればそのところをお願いしたいと思います。

それともう1つ、これはどうかわかりませんが、これがいろんなサービスがIT時代で変わっていくんですよ。指定管理者に任せることでいろんなサービスが受けられる。こういうときに我々議会がとる道として、いいですか、もしそれをしなければ、市民の皆さんにチャンスをなくすと、サービスのチャンスをなくすと、そうした場合、我々はちゃんとその分に対して責任をとらなきゃいかんわけですよ。そういう論議なされましたか。

#### ○議長（杉原豊喜君）

松尾陽輔福祉文教常任委員長

#### ○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

まず、1点の質疑の中で、CCC等の話は出されたかということでの質問であったかと思えますけれども、私も冒頭申し上げたとおり、あくまでもこの提案理由については、図書館・歴史資料館に指定管理者制度を導入する、また、導入したい旨の条例改正であったものですから、皆様も御存じのとおり、武雄市市議会規則の第55条、さらには皆さんお手元の議員必携にも質疑とは何ぞやと、また質疑とは条例に対しての疑義をただすものということでありましたので、冒頭、委員会でも私もそのことは話をさせていただいて、あくまでもこの条例に対しての、1つ目は、指定管理者による管理、また業務の範囲、さらには準用ということ話をさせていただいた、また質疑が出たところでございます。

2つ目の民間の活力で発揮をということで、そういうふうな形で石丸議員ということで固有名詞も出ましたけれども、議員のほうからは民間に関する発言は一切ございませんでした、委員会の中では。（発言する者あり）

3つ目の市民サービスに対しては今後どうなっていくかということですが、委員からは、ぜひ市民サービスの向上、知的財産の向上ということで推進をしていただきたいという話の一方、指定管理者の導入は公立図書館には望めないと、なじまないという意見がございました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

それはしかし、委員長聞き間違いじゃないですか。石丸議員さんがおっしゃったのは、結局指定管理者を社会教育団体に任せたいと一般質問ではっきり言われているんです。そして、民間活力を利用していくんだと、そう思っていたと、しかし、CCC云々て言われましたのでね、これは討論で言いますけれども、だから、そういう固有名詞上げて、そんな言い方したらだめですよ、それは最初に聞いたんですね。業者が出て、だからだめだと言うんじゃないですかって聞いたのはそこなんです。指定管理者を社会教育施設ならいいけれども、ここで悪かったという論議があったのかなと思ったから聞いたんです。なかったんですね。

○議長（杉原豊喜君）

松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

はい、一切あっておりません。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

少数意見者の登壇を求めます。25番平野議員

少数意見者の報告に対する質疑を開始いたします。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

少数意見、今いただきました。これは載ったんですね、すみません、ちょっと気づかなかったもんですからね。

この中に、先ほど事務局に聞いたのは、大きな勘違いがありますよね。これは確認しときますけれども、これは2008年6月、文教科学委員会と書いてありますけど、これは6月3日のことですね。民主党の植松恵美子参議院議員に渡海文部大臣が答弁したものですよね、6月3日ですね。これ確認ですから、いいですね。ここは何遍でもなかったでしょうから、質疑は3回と言われますからね。

この中で、言葉は悪いですけど、平野さんがこういうことをしないと思うからちょっと気になっとなって、先ほど事務局に聞いたんです。中身が違うんですよ。渡海大臣の答弁と大きな違いがありますよ、わずかな違いに見えますけど、結果が全く違うことを書いてある。それは、故意に書かれたとは思いませんけど、トリックですかね、ここはね。（「トリッ

ク」と呼ぶ者あり) ここですよ、「長期的視野に立った運営が難しくなり、図書館になじまない」と、こうおっしゃったんですか。こうおっしゃっていないですよ。

渡海大臣は、むしろ進めるほうだったです、こんときの、これ私持っていますけどね、全文持っていますよ。非常に難しいけれども、やはり頑張ってくれということを書いてありますよ。

だから、これだったら、問題も言うときましようかね。

結果、なじまないから難しいというのは、これは肯定なんですね。難しいからなじまないということは、これ否定なんですよ。あえて、これをなぜ使ったかというんですね、反対に。ほかの人だったら、故意にやったなと思うんですけど、あなた故意じゃないと思うからね。勘違いなのかね。ぜひ、ここを最初に聞いときたいですけど。それから質疑します。

今、隣からそれも質疑やろうもんで言われたけんね、確認がとれなかった、それ確認は後でしてください。(「はい」と呼ぶ者あり)

言いますけれども、例えば、この筆は私にはなじまないから難しい。しかし、頑張らなければねとなりますよね。この筆は難しいから私になじまないとなれば、これ使わんでしょう。だから、図書館運営がなじまないということで求めれば、図書館運営は悪いと言ったになるんですよ。答弁を求めます。

○議長(杉原豊喜君)

25番平野議員

○25番(平野邦夫君)〔登壇〕

6月……

〔23番「3日でしょ」〕

○25番(平野邦夫君)(続)

3日は3日ですね。それが間違っていれば訂正します。

これは「さきの国会で」というところから引用しますと、2008年の6月3日ですね。参議院の、さっき言いましたように、社会教育委員会というところの発言をきちんと引用します。

「さきの国会では公立図書館など社会教育施設の指定管理者制度について、肯定する意見がありませんでした。」、いろんな前段の質疑があつてですね。「図書館への指定管理者制度適用は、住民サービスの向上、経費削減を図ることを目的とされているが、図書館サービスは単に利用者数がふえるとか、開館時間数の延長、開館日数の増といった量的なものだけでははかれない性質のものがある。経費削減により、安定した長期雇用が保証されず、短期的の職員の入れかわりによる弊害が一方で生じている。やはり、職員の質の向上が大切だ。」

と、この議員の質問に対して、文部科学大臣はその当時の、片山氏と言ったのは、じゃあ、それは消しておきます。「文部科学大臣は、公立図書館への指定管理者制度の導入は、長期的視野に立った運営が難しくなり図書館になじまない、職員の研修機会の確保や後継者の育

成等の機会が難しくなる、やっぱりなじまないと答弁しました。」と、この2008年6月、黒岩議員言われたように、6月3日、参議院の文教科学委員会での答弁であります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

資料をお互い出しているんですけど、それが全く違うんですね。なぜ難しいと言われたかといいますと、これは文章も入っていますので、なぜかと言われたのは、これは皆さんにわかるように言いますけれども、この文言、ここにありますがね、これはつまり、非常に少ないというんですよね、指定管理者に向かう人たちが、難しいから。それは指定管理者というのは5年ぐらい短いということで、長期的視野に立ったものが難しい。だから、1.8%、1.7%だったですか、幾らだったですかね。だから、その1.8%ですって、これ討論でも言いますが、て言われとるんですね。低い理由は難しいと言われているんです。

しかし、だから、その後にはちゃんとやっているのは、渡海文部大臣がいろいろな問題が払拭されて、いろいろな問題というのは今、平野議員さんおっしゃるように長期的視野に立った運営ができる場所ですよ、力がある場所ですね。市長、15年って言いよったですね。長期的視野に立った運営ができる場所でなければならぬし、あるいはまた職員の研修機会の確保や後継者の育成などができる会社でなければだめですよと、だから、1.8%少ないんですよと言われている。なじまないから難しい、だから少ないと言われているんでしょう、この文章は。

だから、いろいろな問題、今言うたですね。それが払拭されて、指定管理者制度が導入されるならば、次、何て書いてあるでしょうか。導入されるべきだと大臣は言っているんですよ。あなたはなじまないからだめだと言ったてでしょう、これうそじゃないですか。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これには附帯決議がついているんですね。これはいわば3年間という指定管理者制度の期間、これが5年間に伸びるということは、一般質問でも答弁があっていましたですね。これらの議論を受けて、国会は国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加にこたえていくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保、そのあり方について検討するとともに、社会教育施設の利便性を図るため、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、適切な管理運営体制の構築を目指すこと、これは先ほど委員会の附帯決議ですよ、いろいろな懸念があるから、こういう附帯決議がついたということでもありますので、先ほど私が引用しましたのを全体とすると、6.5%ですね、全体の公立図



書館の中の指定管理者制度を導入している数というのは6.8%、私の発言が不十分だったかもしれませんが6.8%です。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

だからいいとですよ、少ないと、だからなじまないから難しいんですよということですよ。これは言われてる、それは一致していますよね。だから、それを払拭して進めてほしいと大臣は言っていますよと、あなたはそこでやめている。それは、難しいからなじまんとして持っているからですよ。なじまないから難しい、だから、この2つを払拭してくれと、今後のことでしょうけれども、この条例が通っていったら、こういうところを市長探していかにかいかなですよ、ね。ちゃんと問題指摘されていますので、長期的視野に立った運営ができにかいかなですよ、それでまた、職員の研修機会の確保や後継者の育成の機会がしっかりしたところだと、全国になかったら別ですけどもね。だから、そこは十二分考えていかにかいかなことであって、指定管理同意者に対して、指定管理すべきでないという話にはならない、少ないというだけでね。今までそういうのが出てこなかったということだけじゃないですか、答弁を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

今回、提案されているのは、武雄市図書館設置条例、武雄市図書館・歴史資料館の設置条例の中で、市長が、いわば従来は教育委員会、これは教育委員会の所管の問題ですよ。武雄市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、この5条と6条、教育委員会でもやれるわけですよ。（発言する者あり）ちょっと議長、注意してくれんですか、もう黙って聞いとりゃいいとにさ。

だから、5条と6条を適用すれば、何も今度の条例改定せんでもやれることはやれる。

それからもう1つ、図書館に関して言いますとね、例えば、武雄でいえば体育施設がそうですし、若木の大楠公園もそうですね、指定管理者制度ということに関して言いますとね。しかし、それは経済活動を伴っているわけでしょう、あるいはいろんな、例えば、体育施設にしても、施設を借りる場合には料金を払わなきゃいけませんね。しかし、図書館法でいきますと、図書館の本を借りるのは有料じゃない、無料ですよ。今度どうなるかわかりませんよ、経済活動が一部導入されるというわけですからね。

そういうことを委託料で賄っていくんでしょうけれども、そういうことから考えますと、経済活動の分野ではないと、図書館というのは。そういう観点から民間であれ、法人であれ、

株式会社であれ、そこへの指定管理者制度というのは人的育成ということなども考えますと、それは極めて難しいと、長期的視野に立った場合に、それは3年から5年に延びろうと。

そういう観点から、先ほどの国会の附帯決議もあえて出さなきゃいけないような内容になっているというふうに私は理解をしております。

以上です。

〔23番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）

まさか、平野議員さんかと思うんですけどね、今、言うように、なじまないから難しいと、難しいからなじまないとは違うんですよ。それで、渡海大臣も読んでもらえばわかりますけれども、そういういろんな難しさがあると、だから低いと片一方で言うて、そういうのを払拭されたら、やはり、こういうふうに移るべきだと言われているんですよ。

だから、それを認めるか、認めないかの話やけん、そこに触れずにぐっと回られますけれども、そう言われております。だから、こういうのはちゃんと答えてもらわなければ、そしてまた、公の施設の話されたですね。それはさっきも質問したのと一緒ですよ、谷口さんのときね。地方自治法があって、公の施設の条例をつくって、それで、個々につくっていくわけですから、これは工業団地も一緒ですよと、図書館も一緒ですよと、入れなければ適用にならないんですよ、これ知っているじゃないですか、あなたが。

いいです。だから、最後に言いますけど、渡海大臣が将来、少ないけれども、そういういろいろな問題を払拭されたら、やはり導入するべきである、されるべきだろうと言ったことは認めていただけますね。

○議長（杉原豊喜君）

平野議員、今のは議事進行ですが、許可します。

○25番（平野邦夫君）

私は答えんでよかでしょう。

○議長（杉原豊喜君）

答えんでも。

○25番（平野邦夫君）

今、質疑ですからね。これが解決するように認めるのかと、これは、私は少数意見報告書……（発言する者あり）（「議事進行だから」と呼ぶ者あり）

だから、議長が答弁すればよかでしょう。だから、私が答弁するのはね。

○議長（杉原豊喜君）

答弁していいです。

○25番（平野邦夫君）

いいですか。

○議長（杉原豊喜君）

いいですよ、はい。

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

なければ終わります。

〔19番「議長、19番。終わるなんて、なしあなたが言う」と〕

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

〔25番「手挙げんけんくさ」〕

○議長（杉原豊喜君）

質問。（「はよやれ」と呼ぶ者あり）

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

議長が最後に、例えば、ほかに質問ございませんかということで、質問なければ、これでその質問を終わりますで通常言うでしょう。なぜ、あなたがとめるんですか、おかしいじゃないですか。

実は、先ほどから少数意見報告書という形の中で、いろいろとるる討論をされておりましたけれども、今回の議案を私は本当に何回となくちょっと見直しとつとですよ。第48号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例でなっとなつとつですね。そういう中で、平野議員るる言われましたけれども、何か勘違いされているんじゃないですかね。

今回のこの議案というのは、条例改正の部分だけでしょう、違いますか。そういう中で、いろんな中身を言うのって、ちょっとおかしいような気がするんですけど、その辺平野議員さんどういうふうな考えのもとにそういうふうな言い方されるんですか、まずそれが第1点。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

それは、第48号議案の中心点はここだというのを先ほど言いましたよね、少数意見のところですね。これは、何も条例変えなくても、武雄市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、これがありますよね。これをあえて5条、6条って言いましたけれども、例えば、5条で言いますと、市長は次の各号のいずれかに該当するとき……

〔19番「簡単に」〕

えっ。

〔19番「簡単に」〕

簡単に言えば簡単って言うし、足らんなら足らんで補足せいつて言うし、それは議長が指

示すからいいですよ。じゃあ簡単にいきましょうか。

この第5条の(1)公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができる団体があると認められるとき、指定管理者候補を選定することができるわけですね。

また、(2)申請がなかったとき、または前条の選定の結果、指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。これがずっとあるんですよ。

それでもう1つは、第6条ですね、市長は前2条の規定により、選定した指定管理者候補について、地方自治法第244条の2項、6項の規定により、議会の議決があったときは当該候補者を指定管理者に指定するものとする。これは教育委員会所管の条例の中にこれが書いてありますね。これは全体の指定管理者の指定手続に関する条例ですから。これを適用すれば、あえて、今度の条例改正、必要ないじゃないかという質疑はしましたよ。しかし、結局、山口議員が言うように、提案されているのは14条から17条を新たに加えるわけですよ。

(発言する者あり)ということは、その範囲で審査はしましたよ。ただ、一般質問で随分出されましたので、もう既にゴールが決まっているんじゃないかとか、あるいはCCCの問題だとかという発言もつけ加えましたけれども、それは委員長が提案された議案とは関係ないからということで制されましたので、それは引っ込めました。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

19番山口昌宏議員

**○19番（山口昌宏君）〔登壇〕**

要は、この条例改正案だけというのは、結局、先ほど黒岩議員申されたとおり、例えば、工業団地だってしかり、白岩体育館施設だってしかり、それとどう違うんですか。

その条例改正の部分で、例えば、体育協会への委託をするときに反対されましたか。工業団地、産経やったですかね、全会一致やったですよ、先ほどから聞きよったら。それとまさに一緒なのに、こういうふうな言い方をされるというのはなぜなのか、不思議でならないんですけど、その辺についてちょっと答えていただけますか。

**○議長（杉原豊喜君）**

25番平野議員

**○25番（平野邦夫君）〔登壇〕**

公の施設という場合に、住民サービスは当然伴いますけれども、体育館の役割、機能と、そして、大楠公園もあれは指定管理者になりましたね。これは、私はこの2つに関して言えば反対はしておりません。

これは、第5条に言われているように、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、それで設置目的に最も効果的な場合、これと図書館の役割、機能、規模、これは違うと。それはそ

れぞれ判断基準があつていいじゃないですか。だから、同じ指定管理者制度ということであっても、私は大楠公園、仮に、そういう例にとりますと、体育館施設についても反対はしておりません。

以上です。（発言する者あり）市長も失礼かな、あんたもね。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

なかなか苦しい答弁ですね……

〔25番「苦しくないですよ」〕

何となくおかしいんですよね。

〔25番「いや、苦しくない」〕

いや、そうならば、あなたの言う道理が通るということになれば、図書館運営がおかしいということになるんですよ、なぜおかしいんですか。あなた、そしたら、例えば、一般質問の中で上野議員さんなり、山口裕子議員さんなりが見に行った。そして、見に行った結果がこうであるという一般質問の中での話というよりも、質問等々を含めて話がありましたよね。そういう中身を聞いたときに、どこがどうおかしいんですか、その辺のところをまず見もしない、行きもしない、聞きもしないという中で、あなたがそういうふうにする理由は何なのか、御答弁願います。

〔25番「質疑が変わってきよるとやなか、討論でしてよかばってん」〕

○議長（杉原豊喜君）

まず、簡単にそしたら答えてください。（発言する者あり）委員長報告と平野議員の報告とまた違いますので、平野議員答弁をお願いします。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

例えば、私は代官山に行っていない、学生のときは日比谷図書館に結構行っていましたが、代官山は行っていませんよ。行ってないから言えないということじゃないですね、絶対要件ではない。だから、それはちょっと無理筋ですよ。

それからもう1つは、先ほど言うたでしょう。指定管理者制度を導入するときの武雄市の手続等に関する条例がありますよね、それに書いてあるじゃないですか。指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするとき、公の施設はいっぱいありますよ。その公の施設を区別する上で第5条に書いてあるんですよね。

〔19番「そいは前に聞いたやんね、2回目に」〕

いや、そこを繰り返さないと、何でおまえ、体育館を賛成し、大楠公園賛成し、なぜこの図書館については少数意見を出したのかとなりますからね。図書館とその他の公の施設は違うという立場です。そういう立場です。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

21番牟田議員

○21番（牟田勝浩君）〔登壇〕

私も福祉、一緒なんですけれども、その中で、この少数意見の留保は聞けなかったんですね。聞こうかとしたらちょうど聞けないということだったので、ちょっと1点だけ。

先ほど23番黒岩議員が、ここの図書館にはなじまないというところが、実はこれ、全文見ると、問題を払拭しなさいということで質問されて、これは違うんじゃないかという質問をされまして、その答弁が、それに対する附帯決議があつて、その附帯決議がこういうのがあるから言いましたっていうふうに言われたんですけれども、その附帯決議というのは導入による問題についても十分配慮して管理運営体制の構築を目指すことというのが附帯決議なんです。

先ほど違うんじゃないかということで質問されて、その平野さんの答弁は、いやこれには附帯決議がついて云々ですから、こういうふうにしましたというふうには、先ほどしましたけれども、その附帯決議というのは管理に対する構築を目指すことというふうになっているんですけれども、その辺のきちとした確認をとりたかったんでお伺いしました。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

私語を慎んでください。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

私は、少数意見の報告書の中では、その附帯決議までは読んでいないんですよ。ただ、大臣のいわゆる結論部分だけ紹介しました。それは、名称が間違っていたかもしれませんが、いずれにしても2008年の6月3日の参議院の文教科学委員会で論議された内容、附帯決議を読み上げたのは事実が違うじゃないかというふうに言われましたからね、いろんな質疑があつて、結論としては図書館についてはこういう方向性が論議をされたということの紹介の中で言ったわけですよ。

だから、それは私自身の少数意見をきちんと整理し、報告する上では必要な資料だったんです。いわば、必要な意見だったんですよ。そういう立場で引用しました。

○議長（杉原豊喜君）

21番牟田議員

○21番（牟田勝浩君）〔登壇〕

必要な意見ということですけど、我々はこれを見ていろんな判断をするわけですよ。だから、そういう中で、先ほどここのところの3番は内容が違うんじゃないかという質問で、平野さんの答弁は、いや、これには附帯決議がついていて、これこれこういうことですよと

いうことを言われたんですけれども、その附帯決議というのは導入による問題についても配慮して構築を目指すことというのが附帯決議なんですね。

だから、言っていることと内容が違うんですよ。だから、その辺をきちっと確認したいんでお伺いしました。再度、今の答弁も私が言うために使ったというのは、ちょっと我々もよくわからないんで、再度お願いします。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局、それが一つのきっかけになったのかどうかわかりませんが、2008年以降の指定管理者制度の動向について、全国で4,741施設……

〔21番「僕は文言のことを言ってる」〕

だからいいじゃないですか。

〔21番「よくない」〕

こういう状況の中で、ふえたり、減ったりしているんですけれども、指定管理者を導入しているのは、その中で6.8%、また現在も例えば、福岡県の小郡市なんかは、もう指定管理者制度をやめようという動きもありますし、九州管内で言いますとね。そして、東与賀は合併によって直営に変わったわけなんですけれども、伊万里も指定管理者制度を導入しようかという論議があったときに、あそこ300人の15団体でボランティア活動があるんですよ。そういう人たちのいろんな意見を聞いて、これはなじまないということで市長が撤回したという動きもあります。

そういうことも事実としてあるんですよ。ですから、そういうことを含めて、今度少数意見にまとめたという内容です。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

21番牟田議員

○21番（牟田勝浩君）〔登壇〕

文言を言っているんですよ、文言が違うんじゃないかといって、それを確認したいだけなんです。

〔25番「あなた黙るときゃいいんです」〕

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

〔25番「きょうはね、市長、何も言えんとですよ。黙って聞いときゃいいですよ」〕

牟田議員質問を。

○21番（牟田勝浩君）（続）

両方の質問のときにその文言が違うからどうしてですかという質問ですよ。一番最初は3番が、3番のところはこれが違うんじゃないかという質問で、平野さんは答弁で附帯決議のこういうのがあって、それでこういうことですよって言われた。でも、附帯決議というのはまた違うと、そんときの附帯決議は違うんで、何で違うんですかっていうことです。それを聞きたいだけです。そのいろんな図書館の6.何%というのは関係ありません。それをお伺いします。

○議長（杉原豊喜君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

その6月の私の発言で、3日と言うべきところを15日と言うたのかな、ちょっと私確認できませんけれども、それは訂正しました。（「そがんとはどがんでんよか」と呼ぶ者あり）

もう1つは、参議院の文教科学委員会での引用をしましたですね。その引用したときに、なじまないという言葉だけを使ったんじゃないかということですよ。だから、それには附帯決議があって、今、質問がありましたので、附帯決議は実はこういう内容なんですよという紹介をしました。

これは（「議長、よう精査ばして教えて」と呼ぶ者あり）うるさいなあ。（「もういいです」と呼ぶ者あり）

いいですよ、ずっと立っっても。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。降壇してください。

〔25番「はい。市長、黙っていなさいよ、あなたきょうは」〕

静かにして、もうやじに応酬しないで。

〔25番「あなたが提案した議案を審議しているわけですから」〕

静かにしてください。そういう個々の私語を慎んでください。（発言する者あり）私語を慎んでください。（発言する者あり）

25番平野議員に特定して言うのじゃございませんけれども、いろんな会議録、議事録、それを引用する場合は一部を引用したら、なかなか誤解を招く部分がございます。そこら付近は今後、皆様方には十分御配慮をいただいて御質問をお願いしたいと思います。

議事を進めます。

次に、第49号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

冷静によりしくお願いします。

それでは、次に、本委員会に付託されました第49号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果について御報告をさせていただきます。



本議案は、山内中央公園体育施設において、分筆測定により、各体育館施設の地番が確定したということで、各施設の地番の変更と同公園の軟式テニスコートの使用期間、使用時間並びに使用料を規定したものと説明を受けたところでございます。

本議案については、慎重審査の結果、原案どおり全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第51号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました第51号議案 財産の取得について、審査の内容と経過について御報告をさせていただきます。

本議案は、当初予算に計上されておりました武内公民館建設用地として宅地3筆9,498.75平米を3,750万円で日本ハードメタル株式会社から購入するものと説明で、本件、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり決するべきものと決しました。

以上でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、請願第1号に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕**

本委員会に付託をされました請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、審査内容と結果について御報告をさせていただきます。

請願の願意、請願の項目については、35人学級のさらなる教育環境の整備と義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元する請願でございました。

各委員の賛同のもと、全会一致で原案どおり採択すべきものと決しました。

以上でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第47号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第47号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第47号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第48号議案に対する討論を求めます。8番石丸議員

### ○8番（石丸 定君）〔登壇〕

第48号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例に対して、反対の立場で討論を行います。

この条例は、図書館・歴史資料館に指定管理者を導入するための改正でございますが、前回、3月の定例会において、教育長の答弁で指定管理方式での対応を考えていきたいとの答弁があり、どのようなあり方がいいのか、自分なりに考えておりました。

今回、東京での市長会見で、基本合意の発表があり、市長が考える新しい図書館構想は、今定例会の一般質問の中でも説明をいただきました。また、質疑の中でも伺いましたが、福祉文教常任委員会において、私の質問、公の施設の指定の手続に関する条例で、これはできないかということに対して、委員長の報告のとおり、担当課より図書館の管理運営は教育委員会であるので、条例の一部を改正して、指定管理者による管理ができるように規定を設けるということでした。

その後、教育委員会として、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例により進んでいくという丁寧な説明がございました。

昨日の報道ステーションでもあったように、市長は年末に番組を見て、1月に社長に会って、TSUTAYAに話をもち込んだということですが、ここまでは市長の図書館構想であり、今回の答弁であったみんなの図書館構想は、これからアンケートをとるとおっしゃっております。しかも、来月の臨時議会の後のことです。今回、議論のあった指定管理者制度が図書館になじむかどうか、また図書館・歴史資料館という複合施設の中の文化的、歴史的価値をどう保っていくか、議論が不十分な中で条例改正であり、改正案の第15条第1項では、業務の範囲から歴史資料の利用は除いてありますが、第2項での維持管理では除かれておらず、また第3項の市長とあるのは、私は教育委員会であるべきだと思っております。

そこで、私は今回の条例改正はもっと議論を尽くすべきであり、時期尚早だと考えて、反対の討論といたします。どうもありがとうございました。

○議長（杉原豊喜君）

3番上田議員

○3番（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。第48号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場より討論させていただきます。

改めて確認させていただきますが、先ほど反対討論にもありましたように、今回の条例改正案は、武雄市図書館・歴史資料館に指定管理者制度の導入ができるようにするものでございます。

福祉文教常任委員会のほうでも、今、ちょっとる話が出ましたところで、いろいろ納得がいっていない部分があるんですけど、今回の図書館も地方自治法第244条の2第3項の条例の定めるところによりというところで、今回、この図書館設置条例が一部改正しているというところで私は認識しておりまして、その議論は何度も何度もされたんじゃないかなというところで思っております。

指定管理をする上でのというところでの話も、あくまでもこの指定管理者制度を導入するものの、教育委員会の管理下であることには間違いありませんという答弁も委員会でいただいているところであります。

なおかつ、ちょっと私は個人的にも納得がいかないところは、黒岩議員さんの質疑の中にも出ておったかと思うんですけど、先ほど反対されました石丸議員の一般質問を伺っていたときに、確かに「私は、図書館の指定管理者は、地元の社会教育団体等に委託すると教育効果があるんじゃないかなと考えておりまして」とおっしゃっております。委員会で反対されたので、次の日、また私も1人でずうっとユーストを確認しておりました。確かに53分40秒のところでおっしゃっているんですよ。

ですから、ちょっと私は納得できないところがあるなあというところも多々ありまして、賛成のところではいきますと、少数意見の留保のところにもいろいろ出てきておりますけれども、公立図書館の多様性、発展性のところというのをちょっとさわられております。私は、指定管理者制度を導入すれば、むしろ多様性、発展性は向上するんじゃないかなと考えておるところはあります。

いろいろとる書かれておりますけれども、この図書館の指定管理者導入というところは、あくまでも経費の削減をする上で、これまでの市民サービスの低下を招かないレベルでの指定管理を導入するというような構想の上での話になるんじゃないかなと思っております、私の賛成の討論とさせていただきたいと思えます。

最後に、一般質問でも触れましたけど、日本図書館協会のホームページでも、武雄市図書館の指定管理者導入に構想について、これらの解明を通じて——これらの解明というのは6つの項目のことだと思えますけど、これを通じて、よりよい図書館づくりを期待します、当

協会もそのための支援、協力をすることを表明するものと、エールまでいただいているような中身になるんじゃないかなと思っております。

以上のことにより、第48号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例について賛成するものでございます。議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第48号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。

まず第1に、今回の条例改正は、市長はゴールを決めて、ルールをつくり変えるものようであります。私は、この条例は白紙撤回するべきだと求めるものであります。その理由は、5月4日に突然市長は、市民等知らないままTSUTAYAとの基本合意書を――記者会見で知ることになりました。このことは、市長自身がやること、すべてオーケー、許されるものだという感じがしてなりません。

それは、私の一般質問で取り上げた市長とTSUTAYAとの基本合意書をなぜ5月14日の議員全員協議会のと き配付しなかったんですか。これを聞いたとき、私に向かって、私のことを「あなたは信用していない」、さらに「情報が漏れるから」と答弁されました。この態度は許されるものではありません。市長としての基本が問われるものではありませんか。市長として、市を代表している立場の人かと言わざるを得ません。

さらに、本来、市の条例と別に、教育委員会の規則は、法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって、図書館は教育委員会の所管ではありませんか。まして、議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2で「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」となっているではありませんか。だから、私は一般質問で――5月4日に市長は会見されましたが、その前と後、4月、5月の定例の教育委員会の議事録をこの議会に提出するよう資料要求しているのに、いまだ提出されません。

私の一般質問で、4月の定例会は4月29日に開いたと答弁されました。しかし、6月4日の一般質問の聞き取り調査に来た古賀教育部長は、教育委員会の4月の定例会は4月26日に開いたと答えたではありませんか。どうしてごまかしているのですか。重大なことであります。

4月29日は休日であります。おまけに、この真相は新しく教育委員になられた方の任期が4月29日からだと、そのときの聞き取り調査で明確に私に説明されたではありませんか。これは紛れもなく、教育委員会が日付だけでなく、所管する教育委員会でのこの議事録がいまだに提出されていないのは、先ほど申しました議会に対して教育委員会の意見を聞かなければ

ならないという項目に照らしてみても（「条例改正の……」と呼ぶ者あり）本当に議会の議員として意見を聞き、本当にこの条例改正が是が非か議論する上で、（発言する者あり）本当に重要だからこそ、議事録の提出を求めているのではありませんか。（発言する者あり）

教育委員会の指定管理者問題の議論内容が十分にされているかどうか、教育委員会の所管である、今現在、教育委員会が所管する図書館の運営については、まだこの条例改正が制定されない前は、今の時点では、あくまでも図書館の管理運営であります。先ほど申しましたように、ゴールを決めてルールをつくり変える、これはあってはならない重大な問題ではないでしょうか。

私は一般質問の中で言いましたが、本来、こうした図書館の運営について本当に市民合意を勝ち取っていく上では、資料の提出は——この基本合意書の提出はありませんでした。そういう意味では、本当に市民にとって情報がないまま、もう指定管理者の条例改正がしゃにむにやられようとしております。

さらに、私は議会の一般質問で議事録の提出を求めているのに、議長の運営は、まさにそれをとめるようなものではありませんでしたか。（「それは違うよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

さらに……

**○議長（杉原豊喜君）**

何を言うのですか。あなたは討論中に何を言うのですか。やめてくださいよ。江原議員、何ですか、あなたも。（発言する者あり）

**○26番（江原一雄君）（続）**

指摘しているのであって……

**○議長（杉原豊喜君）**

あなたは、条例に反対討論しているんですよ。

**○26番（江原一雄君）（続）**

議会でのやりとり、一般質問を通してだけでも大きな問題が出てきたのではありませんか。（発言する者あり）

1つは、貸出履歴が、市長答弁によると、1年3カ月活用する、これがそもそも間違いではないでしょうか。本来、図書履歴は返却されたら直ちにカットするべきものではありませんか。

2つ目には、（「条例改正だよ」と呼ぶ者あり）1億4,500万円（「議長」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）1割削減とありますが、図書館運営費はこの間、約1億1,120万円から（発言する者あり）約1億2,390万円に推移しています。

**○議長（杉原豊喜君）**

江原議員、条例改正に対しての反対討論をしてくださいよ。あなた、関係ない人の名前を

出さないでください。

○26番（江原一雄君）（続）

この議会の一般質問の中で議論をし、（発言する者あり）そのまとめとして討論をしているんですよ。（「関係ないでしょう」と呼ぶ者あり）これこそ議員の意見を発表し、まさに賛成、反対の討論ではありませんか。（「何ね、あなた、関係ないやろうが」と呼ぶ者あり）このことこそ、私は議会のあるべき姿、議員のあるべき姿ではないでしょうか。（「おかしなたい」と呼ぶ者あり）

3つ目に、アンケートをこれからとるといいますが、本来、ゴールを決めてからやることではないではありませんか。ここにもごまかしがあるのではありませんか。

○議長（杉原豊喜君）

何を、そういうあれを……（発言する者あり）

○26番（江原一雄君）（続）

最後に、TSUTAYAの基本合意書でこれを出しているわけじゃありませんか。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

江原議員、ちょっとやめてください。江原議員、ちょっと待ってくださいよ。（発言する者あり）あなたは、条例改正に反対する討論をしているんですよ。もう範疇を超していると、私もそういうふうに認識しております。（発言する者あり）もっと簡潔に条例制定に対して討論をしてくださいよ。もう收拾がつかなくなりますよ。（発言する者あり）

○26番（江原一雄君）（続）

はい、わかりました。一般質問のときには……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。（発言する者あり）江原議員、条例改正に対する討論をしてください。（「議長はやじに対して注意せにゃ」「おかしなさい」と呼ぶ者あり）私語を慎んでください、私語を慎んでください。（発言する者あり）

○26番（江原一雄君）（続）

この指定管理者制度改正については、もっと市民の合意と、そして情報を提供して議論をするべき課題ではありませんか。この間、武雄市図書館の運営については、年間35日まで休日を減らして、その努力の跡がはっきりしているではありませんか。県内で一番休みが少ない図書館として努力されております。時間延長することで市民の皆さんのサービスが向上すると市長は申し上げられておりますけれども、私は、忘れてならないのは、公の図書館の最大の任務は、利用者、国民、市民の知る自由を保障することと、そのため、利用者の秘密を守ることであります。

今回の条例改正は、市長の権限を大きくすることで、ただ指定管理者制度を導入するだけ

でなく、公の図書館の理念を逸脱し、これまでの図書館の管理運営を無視するものと言わざるを得ません。よって、今回の条例改正は白紙撤回されるよう強く申し上げ、反対の討論にかえるものであります。

〔3番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

3番上田議員

○3番（上田雄一君）

先ほどの討論の中で、議案に対してどれだけ関係性があるのかなというのを感じるところがあるんですけど、ちょっと教育委員会のほうに話が飛びまして、私は福祉文教常任委員会に所属しているんですけど、その委員会の質疑の中でも、教育委員会としての考えというのは当然質疑の中に出てくるわけですよ。

今回、この上程に関しても、教育委員会も議決をされて上程をされているという説明までいただいています。そのときの議事録の提出をというような話も出ましたけど、議事録に関しては、まだ署名人さんの署名をいただいているから出せないという答弁がちゃんとあっているんですよ。だから、それをいいかげんに隠しているとか何とか、何かそういう人聞きの悪いようなことを許しているのかなというのがちょっと気になったものですから、議長、精査をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

今、3番上田議員から議事進行が出ました。教育委員会を開いている、開いていないんじゃないかというようなあれだったですかね、教育長、そういう発言があったんですかね、今。（発言する者あり）そこら付近は精査して、後ほどまた皆さん方にお知らせしたいと思います。

それと、討論の中で、議長が何かとめていると、隠しているというような発言をなされております。そこら付近も議事精査して、後ほど対応をさせていただきたいと思っております。（「厳しくやらんば」「議長、公平にやってよ、公平に」と呼ぶ者あり）はい、公平にしております。

21番牟田議員

○21番（牟田勝浩君）〔登壇〕

落ちつきましようね。では、第48号議案に対する賛成の立場で討論したいと思います。

皆さん方がよく聞く民活という言葉が——今、指定管理者という言葉が率先しているんですが、民活という言葉が皆さん方は頻繁に昔は使われていましたよね。民活というのは、1986年に制定されたものです。それを受けて、平成15年9月に指定管理者法ができました。指定管理者というのは、サービスの維持というのがありますけれども、その中には、民間の力を使うことによって、サービスの維持じゃなくて、サービスの向上という部分もあるんで

すね。サービスを向上させるために民間の力をかりる、これが指定管理者。

指定管理者の今度の条例をつくるためには、先ほどから何回も言葉が出ています、今回はその条例の提出であります。条例が何で出たのか、条例は出さなきゃいけない。出さなきゃいけないのは、第244条2の第1項にそれぞれつくらなければならないというふうにあります。だから、出てきているだけなんです。

今回は、その条例をつくることであって、先ほど反対討論は何か感情論で来ているような感じで、我々はきちんとした判断をしないとイケません。ただ、条例が出てきているので、条例が反対なのか、その部分をしなきゃいけないのに、条例以外のことで反対されている。我々議会は、出た条例がきちんと法律に合っているのか、そういうことをしなきゃいけない。

その手前の段階で、先ほど言いました民活、そしてサービスの維持じゃなくて、向上を目指すためにどうすればいいのかと、市のほうはしっかり考えてやられております。そして、少数意見の留保が出ましたけれども、そういうふうになんかつまみ食いのところもあったので、勘違いされているところもあると思うんですけども、2008年の話をされましたけれども——2008年の話をされましたよね。2010年には、当時の高井政務官がやっぱり同じように、同じようにというのは、平野さんとは違いますよ。同じように、図書館問題をきちんと解決して、それは自治体の判断だと言われているんですね、2010年には。だから、今、自治体の判断でいるんな——これは皆さん方も御存じのように、図書館だけじゃない。他の自治体は水道局、水道も民間に指定管理者で出している。いろんな、今まで市の公共のやつがやられていたと。

さらに、これは平成22年の総務省のことです。第252条の17の第5項の規定により、各自治体に指定管理者については公の施設の目的を効果的に達成するために、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかを含め、幅広く地方公共団体の自主性にゆだねるとしております。そういう中で武雄市は、市民の、例えば、図書館に対するサービスの向上、維持じゃないです、もう向上をねらってこういうことをされていると。

後には踏み込めませんが、さらにもう1つ言えば、先ほど反対討論の中で教育という言葉が出てきました。図書館教育、これも一般質問の中で出ましたけれども、図書教育については、現在の司書さんの希望をとり、各小学校とか中学校の公共にできるだけ配置するよう検討するという言葉ももらいました。

私自身に言わせれば、各学校にそういう優秀な司書さんが入れば、これ以上の図書教育はないと思っております。そういう中で、この条例、何ら文言的にも、これから後また論議しなきゃいけない部分はありますけど、今度の条例は、何ら瑕疵はない。

さらに言わせていただければ、市民のサービスの向上をねらってこういうのが出ている。いろんな指定管理者制度、民活制度が出てきておりますけれども、我々は議員として市民の福祉の向上を目指さなきゃイケません。そういう中の一環で、この条例が出てきたと思って



おります。

議員各位の賛同をお願いしまして、討論にかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（杉原豊喜君）

反対討論はございますか。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は、本議案について反対の立場で意見を申し上げます。

本来、私が申し上げたいのは、これは条例案の改正ですから、改正された部分についての賛成、反対ということに絞っていきたいと思いますけれども、やはり条例の改正案を出された背景にあるもの、その前の経過というのは非常に大事です。ですから、今までの反対討論をされた方の中に、るる内容の説明があったのは当然だと思います。

私は今まで述べられた経過の中で、十分その辺は尽くされていると理解しておりますので、条文の解釈、それからなぜその条例を改正しなきゃいかんかと、なぜ反対かと、そこに絞って、法律的な立場で討論をしたいと思います。

まず第1に、私は委員長の報告で審査をされた中で質問しましたけれども、今回の条例改正の中で出てくる問題の中で大きな問題が3点ありました。

1つは、なぜ指定管理者制度を——教育委員会の権限でできるのに教育委員会でないで、市長部局に、市長に移してしなきゃいかんかということが問題の1つですね。

それから、もう1点は、本当に図書館とか、そういうものが指定管理になじむか、なじまないかという問題が1つあるという気がいたします。

それからまた、果たして、このことについて、実際問題として教育委員会が教育委員会の中で当然それを保持し、しかも、よくしていかなきゃいかん立場で、立派に、よくされていると思いますけれども、なぜ管理を移してまで——いわゆるよりよいという表現はどこがよりよいとおっしゃるかわかりませんが、そういうことになったかということについて、私はいささか疑問と問題意識を持つものですから、あえて反対をするわけです。

大事なことを申し上げておきますと、本当に言うところ図書館・歴史資料館というのが、もともと武雄市の場合は複合的な施設である。例えば、体育施設とか、そういうふうな民間の活力を活用し、あるいは指定管理者制度でもって効果を上げるということについては、私は異論はございません。しかし、図書館の行政の中で、例えば、司書の問題も先ほど出てまいりましたけれども、じゃあ、今度この問題で大事なものは、実は前もって指定管理者に移す手前に指定管理者制度を適用して、例えば、Aという会社、Bという会社、そういうふうな一つの民間の活力を利用するという形の中である企業と契約をするということを事前に合意した上で、それをなすために指定管理者制度の法律を、市の条例を変えるということですから、本末転倒なわけですよ。

私が思うのは、目標がいいから、それはそれとして、物の考え方としての評価は別に否定はしません。ただ、それがなじむか、なじまないかということは別ですけれども、この条例改正が何かそのために、AならAという企業と一緒にしなきゃいかんから、そこに委託せんといかんから、そうするためには、仮にそれを教育委員会が十分論議をされた上で条例の改正ということになれば、私はそれなりに評価をするわけですけれども、教育委員会でその論議があったということが、教育長の報告の中でありましたけれども、実際問題として、市長がいわゆる東京で発表した、あるいは佐賀で記者会見をしたと、そういう時間的な経過からすると、どうも信じられない気がするわけですよ。論議はあったでしょう。しかし、そういうものに対する記録とか、あるいは議事録等も提出してほしいということを私も議会の一般質問の中で申し入れをしていますけれども、いわゆるそれについてはできていないと。

しかも、議案審議の最後の段階で出てきたのは、もう既に印刷にかかっているということだったんですよ。印刷にかかっているような、そういう論議をしたことがきょうまで正式な報告として出ないということはどういうことだろうかという気もいたします。

私は、きょうの立場ではっきり思うのは、本当に教育委員会が何か遠慮しちゃうんじゃないかという気がしてどうしようもないわけですよ。

私が申し上げたいのは、こういうふうな子どもたちの教育とか、武雄の文化、歴史、そういうものに対する重要な権限を持ち、そして努力してもらおう所管であるところの教育委員会が持つ、そういういわば管理運営、そしてまた、振興のために役立つ権利というのをあえて放棄をして、あとは市長部局、市長がこの条例については自分の判断できるということになるわけです。それがなかったものだから、先にはほかの合意をしたけれども、実際、教育委員会の所管になっておるから、市長としてはできんから、じゃあ、教育委員会の持っている所管の権限を市長部局に移せというのがこの条例改正案ですから、それはおかしいということが私は申し上げたいことで、あえて申し上げておるわけです。

それからもう1つは、図書館……

**○議長（杉原豊喜君）**

討論の途中ですけれども、間もなく12時となりますけれども、第48号議案まで時間を延長して済ませたいと思いますけど、よろしゅうございますか。

**○24番（谷口攝久君）（続）**

ちょっと発言中に中断してくださいよ。

**○議長（杉原豊喜君）**

12時ですから、ここは言わんばいかんとですよ。もう12時になりますから。（発言する者あり）

**○24番（谷口攝久君）（続）**

よし、そんなら、じっくりやらせてもらいますよ。

○議長（杉原豊喜君）

第48号議案まで済ませたいと思います。

討論を続けてください。

○24番（谷口攝久君）（続）

私があえてもう1つ申し上げたいのは、本当に教育委員会が指定管理をしなきゃいかんというものを取り上げた中に、図書館・歴史資料館の活動がいかにも、ただ時間が短い、あるいは365日でなきゃいかんというふうなことで、そういうことの問題が出てきているような、あえて表現がされておりました。しかし、本当に今の——私は、この間武雄においでになった方に聞きましたところ、こんなにすばらしい図書館は初めて来て感動したという方もいらっしゃいます。しかし、よりよいものをつくりたいという気持ちは変わりませんよ。しかし、20万冊あったからといって、武雄市の知的向上とか知的財産と言えるんでしょうか。数だけの問題でしょうか。

そしてまた、（発言する者あり）私はそう思うだけです。私が申し上げたいのは、要するに図書の、いわゆる司書の役割とか、そういうものについても十分に活動してあるし、同時にしようかというのは、私ども図書館に行くのでよくわかりますよ、本当に。

そういう状況の中で、各学校にもあれを分散してと、いろんなことで意見がありますけれども、（発言する者あり）それならば、移動図書館とか、あるいはそれぞれの各学校にそういう問題を取り上げて、（発言する者あり）時間がありますから、1時間ばかりやります。そういう感じで取り上げていったとすれば、もっと解決する問題があるんじゃないかという気がいたしました。

いずれにいたしましても、大事なのは、せっかく教育委員会としてこれだけやっているものをあえて市長部局に移さなきゃいかんということに非常に違和感を覚えるわけです。そして、そのことが武雄市の文化、教育について、むしろマイナスになるような気がいたしてならないわけです。

そしてもう1つは、この条例改正で気になるのは（発言する者あり）文化・芸術、そういったような歴史資料に関するものだけを除くという、あえてそういう表現をしてあるわけです。そこに問題があるわけです。

指定管理者を設けたとき、例えば、営業を母体とするところをどこかに移したと。確かに、歴史資料とか、そういうものについては物すごくコストがかかるわけです。本当にコストがかかります。それでも絶対に大事にし、育てて、していかなきゃいかんことはきちっと目の前にあるわけです。そういうことをです（発言する者あり）黙って聞きなさいよ。

そういう問題についても、私が言うのは、そういうふういきちんとしなきゃいかんから、例えば、じゃ、民間に管理委託した場合は、なかなか該当しないし、コストの削減にはつな

がらんといったような形で、受けるほうも受けないんじゃないかと、そういう気持ちも一面勘ぐらざるを得んような感じがいたしております。

以上、私が申し上げた中で、もう一遍整理をしますと、まず1つは……（発言する者あり）何を笑うことがあるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

討論をしてください、討論を。

○24番（谷口攝久君）（続）

討論ですよ。聞いてください、最後まで。

教育委員会から条例を改正してまで、いわゆる指定管理を決める、その権限なり、そういうものを市長部局に、市長に移さなきゃいかん理由が全く考えられないと。ですから、この条例については、私は改正案には反対であると。

そして、その先にあるものは、いわゆるある業者に特定に委託をして、そういうことによって、私はむしろ武雄市の図書館行政というよりも、子どもたちに対するものが果たして本当に武雄市の図書館・歴史資料館、私たちがつくったそういうものが、むしろプラスには必ずしもならないと、こういう感じがするものですから、あえて私は条例改正ということだけしか出ていませんので、その条例改正には反対であると、こういうふうに申し上げます。

終わります。

〔6番「議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

6番松尾陽輔議員

○6番（松尾陽輔君）

先ほどの討論というか、反対者の中で、十分に教育委員会で議論をされたのかということでは3番牟田議員も言われましたけれども、私も福祉文教常任委員会に付託されて、また委員長でありますから、議長の取り計らいをよろしくお願ひしたいということで、その質疑も委員会で出ました。教育委員会からは、十分に議論をして議決をしたということで報告が私にありました。また、議事録に関しては、署名をもって議会の議決を経て皆さんに提出をするというところまで私に報告があったということですから、今の答弁に関しては、反対者に関しては取り扱いをよろしくお願ひしておきます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。

〔24番「私は、文教委員会って言うておらんですよ。教育委員会のことを言っているわけです」〕（発言する者あり）

静かに。

今、6番松尾陽輔議員の議事進行についてですけど、るる質問の中で出てきた中で、教育委員会でも慎重審議をして結論を出されたということですので、ここは御理解をいただきたいと思います。

次、続けます。

[23番「議事進行」]

23番黒岩議員

**○23番（黒岩幸生君）**

これだけ盛りだくさんに出ておって、後に従って討論いろいろ変わりますけれども、時間的余裕として、1時までする予定ですか、それとも、途中で切れると思っているんですか。そこら辺はどうですか。

**○議長（杉原豊喜君）**

今、賛成、反対者の討論をしていただいております。ここで切ったら、なかなか——せっかくテレビ放映もされております。そこら付近のあれがかみ合わないものもあるんじゃないかなと思いますので、継続を——続けて討論までぐらいは行きたいと思います。

[23番「はい、わかりました」]

12番吉川議員

**○12番（吉川里己君）〔登壇〕**

第48号議案に対しまして、賛成の立場で討論させていただきたいというふうに思います。

今回の指定管理者にできるという条例については、唐突に出てきたような反対の方々の討論であるわけでありまして、これは12年前に武雄市の市立図書館・歴史資料館がオープンして、さまざまな懸案事項があります。さきの3月議会でも私、触れさせていただきましたけれども、やはり予算面からの問題、そして市民サービス、市民のニーズが高まってきている、そういった観点からいろいろと指摘をさせていただいたわけでありまして、まずこの図書館、年間のランニングコストが1億4,500万円かかっている。その中で、人件費が6,500万円、全体の45%を人件費でとられている、今の現状です。そして、次に多いのが委託費、これが3,800万円、26%です。この両方を合わせると、何と7割がそこに費やされているというふうな状況でございます。肝心かなめの図書の購入費については1,400万円、全体からすると10%程度ということで、非常に低い状況にあるわけでありまして。この委託費を見ても、3,800万円の委託している。直営でやっているにもかかわらず、4分の1は委託に回している、これが実態であります。

図書の購入費が1,400万円ということで、コスト面から見ても、今の図書館のニーズに、もう対応できなくなっている現状にあるわけでありまして。この行政が直営で今後運営を続けていくとなっても、この人件費とか委託料、これをもう切り詰めていくというのは、やはり

限界があるというふうに思いますし、市民サービスの向上、市民福祉の向上を望んでいくなれば、民間活力の導入が必要であります。

この図書館のバロメーターであります入館者だとか貸出冊数、今現在では、入館者が29万人、これはピークですね。貸出数が38万冊、これもピークでありますけれども、市長の改革の構想では、入館者を40万人までふやす、そして貸出冊数についても56万冊まで目指していきたいということで、今現在の伸び率は1.6倍をねらっていくということであります。これが図書館の充実につながるというふうに思っております。

その一番のキーとなるのは、やはり開館時間の大幅延長、これは今までにも随分長年の懸案としてやられたわけでありましてけれども、現在……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かにしてください。

○12番（吉川里己君）（続）

現在、10時に開館をして、夕方の6時には閉館をする。金曜日は7時まで開館してありますけれども……

○議長（杉原豊喜君）

静かにしてください。

○12番（吉川里己君）（続）

現在、3月末までは290日という開館日でありました。これを時間にしますと、年間で2,320時間なんですね。これをやっぱり考えてみたときに、民間の感覚からすれば、6時でお店が閉まるという感覚はないわけでありまして。今回、それを365日、しかも、午後9時までオープンをするというふうなことで、これを割り返しますと1.9倍、市民の皆さんの利用するチャンスがふえていくわけでありまして。ぜひこの1億4,500万円を有意義に使って、そして市民の皆さんの福祉向上につながるよう、この指定管理者を導入することができるという条例に賛成をしたいというふうに思いますので、議員の皆様の賛同をよろしく願います。

○議長（杉原豊喜君）

反対はございませんか。

23番黒岩議員、反対と言いましたけど、反対がなかったから、黒岩議員が討論されます。

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

賛成討論をいたします。

先ほど江原議員は私のほうを見て、発言をとめたような言い方をしましたが、私は発言を大いにさせたいというのが主なんですね、少々途切れていても、それは従来の姿勢ですので、それは間違いです。

私は今回、ぜひテレビを入れてほしいと言ったんですね。モニターも入れてほしいと言ったんですよ。なぜならば、やっぱりこういう難しいのは、市民の皆さんにはっきりわかるようにテレビでちゃんと言っていくと。これはなぜかといいますと、病院問題でひどい目に遭ったんですよ。病院対策特別委員会のときに、公的医療がなくなる、これ一本なんですよ。しかし、民間移譲したから、実際は、今こそ公的医療、ここがなくなったじゃないかと言いにこにゃいかん。ね、宮本議員、あなたのこともわからんよ。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○23番（黒岩幸生君）（続）

だからね、公的医療をね——あなたが話してから言っているよね。公的医療をなくす——というのは、なくなっているはずですから、今こそ言わなければならないんですね。それを全く言おうとしない。だから、ぜひともこういうところはテレビで全国に放映していただきたい。武雄市が非常にもめているように言いますけれども、確かに私はもめておると思います、私は。どこもかしこもね。

私は、先ほどからずうっと思ったのが、やっぱり古い殻を破るということは非常に力が要るなど、エネルギーが要るなと思いました。病院問題もそうですけれども、今回もやはり非常に難しい。難しいけど、武雄市はこれをやっていこうというんですね。

先ほど松尾議員と話をしておりましたけれども、こういうところもあっていいじゃないかという話を松尾議員は私に発言されているんですね。そういうものを見詰めて先に向かっていく、私はこういう武雄市でありたいと思うんですね。モニターがすぐそこにあるんですよ。無理して入れてもらいました。これによって、条例の問題、いろんな難しいことを言われました。モニターではっきり市民の皆さんにわかるようにぜひとも説明をしたいということで議会にお願いしましたが、残念ながら、認めていただけなかったわけでございます。

だから、どう言いますかね、勝海舟、坂本龍馬、本当にエネルギーがあったなと思って、討論に入っていきたいと思います。

だから、今後は一刻も早く——IT時代のサービスは少しサービスが変わってくるんですね。今までみたいに全体がこうむるということはなくなってくる。少しはリスクがあっても甘受しよう。先ほど牟田議員がおっしゃったように、サービス向上をとっていこうということになっていきますから、恐らくこれはずっと今から選択制になると思います。

そしてもう1つ、私はモニターでぜひとも市民の皆さんに見せたかったのは、市長がここで我々に説明されたモニターですよ。つまり、一般的な本の貸し出しをする人、一般的な人たちに対しては何ら今までと変わりありませんとおっしゃたんですね。そして、もし、例えば、CCC、HBCでもいいんですよ——NHKは番組か、ほかのところでもいいですから、そういうものがあれば、またかわるサービスができるかもわからんですね。

先ほど江原議員やったですね、ゴールを決めてルールをつくる、こうおっしゃったんですけども、この前、私は一般質問で市長に言ったんですけども、議決というのが我々に与えられた最大の権利だし、義務なんですよ。だから、我々こそが市民の代表だと自負で私はここに立っております。だから、市長は提案をする。だから、市長は提案する——可否権ないんですよ、決めるのは我々なんです。市長は提案するだけ。

そして、ある一定の指定管理者したかけん、どがんね、だめだと。例えば、こういうところがあるからどうかという具体的な話を持ってこなければ、我々は拒否しますよ。だから、CCCの話も出ましたけれども、もっともっといいところがあるかもしれない。それは今後の話なんですよ。

だから、この前も話をしましたよね、飛行機論争という話ししましたね。飛行機をつかって飛ばしよって、飛行場をつくらせてくれ、これはだめですよ。しかし、飛行機をつくりたい、こういう飛行機をつくりたい、市長がね。だから、皆さんどうでしょうかと言われたときは、我々は市民の代表として、それをいいか悪いか決める。これが指定管理者制度と一緒にだと思います。

先ほど言いましたように、例えば、CCCですか、カルチャー・コンビニエンス・クラブというですか、ここは今、ほとんどの人は知っているんですね。TSUTAYAといえば、余計知っておると思いますけれども、3分の1の方がカードを持っているという会社なんです。だから、当然そういう話は出てくる。だから、ここにCCCにお願いすれば、例えば、今皆さんが使っている、3人に1人が持っているTカードが使えますよという便利な、先ほど牟田前議長が言われていましたように、サービスの向上につながっていく。もっといいのがあるかもしれません。

それで、今回、不思議と話が出なかったのが個人情報保護とか、あるいはまた、プライバシーがなくなるという話をされたですね。CCCを侮辱された議員もいたんですね。しかし、個人情報の……（発言する者あり）えっ、何ですか。あなたは—〔発議〕—と言うたでしょう、現実じゃないですか。やめなさいよ、ああいうことは。

個人情報保護の観点から、あるいはプライバシー侵害を危惧する意見がございましたけれども、それは杞憂にすぎない。天地が崩れることはないですね。なぜか。当たり前の話——それを図解されたんですね。小学生もわかるような図でされたんですけども、加入は任意なんですよ。従来のカードを基礎基本にして、そういうのを利用する人は任意ですから、心配な人は加入しなければいいだけの話なんですよ。それをいかにもさっきの公的医療みたいに言われたのは、残念だなと思うですね、腹が立つより。そういう感じがいたしております。

繰り返しますけれども、Tカードで——私も会員になったんですけど——図書の本を借りれば、Tポイントがサービスされる。そして、分析システムで好みの書籍を推薦してくれるんですね。こういうことを—〔発議〕—と言われるけど、どうですかと聞きましたら、市民の



ほとんどが便利ですねとおっしゃったですよ。分析システムがこうなりますよといったら、便利ですねとほとんどの方がおっしゃいました。しかし、このサービスは選択制ですね、ここはちゃんとわかっておかなければならないですね。もし、CCCに来れば、必要でない方は申し込まなければいいだけの話でございます。

それと、条例と次の指定管理者の話ですけれども、この前うちの孫と話していたんですけどね、皆さんが孫レベルと言わんですよ。花瓶にバラを生けるという話を家内がしておいたら、バラはとげのあるけんが、危なかけん、花瓶は買わんでよかばいという話ね。いろいろもめよったけん、私が言うたのは、まず花瓶を買うかどうかの話をせると。条例をつくるかどうかの話をせろ。その後に、とげが出たバラが家にふさわしくないなら、スイセンでもいいじゃないか、この2段階の構えはどこでも話になっているんですね。しかし、議会と違って、我が家はまだがたがたですので、一緒に話すんですね。だから、今回は、条例は条例、その後どこを選ぶか、バラを選ぶか、スイセンを選ぶか、次にそういう話になってくると思います。

それから、先ほどもずうっとあったんですけども、既存の条例が適用できるのではないかという話ですね、おっしゃったですね。既存の条例が適用できるんだとおっしゃったですね。これは小柳委員長さんが今度されたのとま一つですよ。あれも新しく武雄北方インターの新しい条例をつくるんですよ。しかし、一緒の条例があるから、そこの下に入れるだけで新しいのになるんですね。これをつくらなければ——あそこは緑地の減免なんですよ。それをつくらなければ——わかっとうばってん、あんたわからんでしょう。それをつくらなければ、条例の適用を受けないんですよ。だから、条例改正が必要がま一つなんですよ。

工場立地法というのが上にあるですね、上位法の。これは緑地面積が20%以上、それから環境施設が25%以上だったものが条例をつくることで減らすことができる。条例を設けにゃいかんです。指定管理者も一緒ですよ。そうすれば、緑地面積が6%になり、環境施設が8%、この条例が今あるんですね。あるけれども、武雄北方インターは入っていないですよ。だから、これを新しくつくらなければ適用にならないということ、一緒のことですよ。条例をあれだけ言われているベテランがですね、大ベテランですよ。わざとだろうと思いますけれども。

(地方自治法の写しを示す) これは地方自治法です。抜粋してきました。この中に、条例を定めて指定管理者を置くことができるかとあるですね。これは御存じですよ。知らなかったら、読んでおってください。その3項、4項ですよ。

そして、4項に管理の基準及び業務の範囲をうたわなければならないとなっている。だから、条例をつくることができるというのは、先ほど一生懸命言われたこれですね。武雄市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例というのが平成18年3月1日に決まった。これが50号ですよ。3月1日に50号ですよ。その後に決まったのが、これも3月1日ですよ、

一緒の日、これだけでよかかわからんばってん、ちゃんとしておるですね。これは武雄市体育館施設条例であるですね。もう1つは、我々が今審議している武雄市図書館・歴史資料館設置条例、2つあるでしょう。この体育館のほうはどうなっておるか、見たことがあるでしょう、皆さん。（発言する者あり）あるですね。ありがとうございます。これにはちゃんとうたってあるんですよ。指定管理者による管理とうたってある。指定管理者による管理、うたってあるからできるんですからね。

それは指定管理者にするんだと、業務の範囲なんですよ。先ほど反対討論があつて、逆に業務の範囲を決めるんですね、的確に。そして、準用まで決めていくというのがあるんですね。じゃあ、こっちにあるか——なかでしょう。武雄市図書館・歴史資料館設置条例には第13条で、その後ないんですよ。ないから、我々は今第48号議案で追加を審議しておるわけでしょう。これにあつたらいいですよ。ないから、その分を書いたでしょう。ちょっと目が悪いから大きくしたですけどね、指定管理者による管理、業務の範囲をうたってある。

だから、上位法からずうっと来ている。我々はそこら辺の三夜待じゃないんですから、うちの家庭じゃないんですからね、条例でしか動かん。これをわからない議員さんじゃないと思うんですね、ベテラン議員さんがね。

だから、指定管理者が（発言する者あり）あんたに言いよらんけんよか。指定管理者による管理がうたわれていないので、今回提案された重要な条例なんですね。

また、不思議でならないのが、石丸議員さんの一般質問を聞いていて不思議に思ったのは、将来、地元の社会団体などに図書館の運営を委託したほうが教育効果が上がると、はっきり言われたですね。一般質問の再放送を掘り起こしてみた。一般質問は、私が言うように、自分の意見を述べられるところですね、一番主張ができるところです。だから、どういう考え方かと見たら、今回、CCCの問題がなかったら、図書館の指定管理者に当てはめると、私は地元の社会教育団体とか、そういうふうにと委託をすると教育効果があるんじゃないかな……（発言する者あり）あれ何じゃい言いよっばん。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○23番（黒岩幸生君）（続）

腹ん減とととやろ。（「私のときはワーワー言つて」と呼ぶ者あり）

○23番（黒岩幸生君）（続）

だれが言った。

○議長（杉原豊喜君）

静かにしてください

○23番（黒岩幸生君）（続）

今回、CCCにならなかつたら、（発言する者あり）上がつてわからんごとなつじやなか

ですか。——図書館の指定管理者に当てはめると、私は地元の社会教育団体とか、そういうふうに委託すると、教育効果があるんじゃないかというふうに考えておりました。民の活力を利用して、将来的に委託する方法もあるんじゃないかと私は思っておりました。そうなれば、積極的にこの条例には賛成していただきたいかったですね。これは指定管理者への運営委託そのものは肯定されていると思っっているんですね。内容の問題と言われると、やっぱり市長さんは嫌われとっとじゃなかですか。（発言する者あり）

だから、民の活力を利用して、委託する方法を考えておられた石丸議員が反対されるのが不思議でならないわけでございます。

さらに、石丸議員さんは——言うつもりはなかったんですけど、そのようにやじられると言いますけどね、（「条例と関係ある」と呼ぶ者あり）一般質問では、あなたが言ったって一緒ですよ。CCCに対して、他人の名前をかりて、—（発議者）—呼ばわりされる、（発言する者あり）誹謗中傷される、こういうのは絶対あってはならないと、武雄市議会の品位を傷つけるものと深く反省いただきたいと思います。

だから、今回、議案は条例改正ですので、CCCが嫌いだとかHBCが好きだとかNHKが好きだとか、いろいろありましょう。しかし、そういうのは関係なく（発言する者あり）そうです、関係なくです。関係なく、論議をしなければなりませんよ。自分が社会教育団体でないから反対するというのは、私はおかしいと思う。

だから、市長さんね、昔から山に登りたくない人に富士山からの眺望を幾ら、眺めですよ。幾らきれいだと言っても見向きもしないと言われております。飛行機事故が怖いから飛行機に乗らない、あるいは車の事故が怖いから車に乗らない、これは個人の選択なんですよ。個人の選択だから、それはそれなりにその人の不便になるだけでいいんですね。しかし、今回出されたような改正は、先ほど何遍も言いますが、前議長さんが言われたように、サービスの枠を広げてあるということをしよとしてしているんですね。だから、大所高所に立った考え方をしていかなければならない。つまり、市民の皆様がサービスの向上を甘受できる、そういうことができる情勢でございます。

例えばですけれども、指定管理者を置くことで市民サービスができることに、先ほども触れられました、1年じゅう無休、365日ですか、4時間延長できる、これは官で考えたら、とてもじゃないけど、パンクしますね。しかし、それができると、そういうものができる。こういう飛行機が飛ぶんですよと、飛行機を買ったんじゃないですよ——という話をされたんですね。そして、経費は安くなった。大体1,500万円ぐらい安くなると言われたのですかね。1,500万円で15年すれば、2億2,500万円ですか、そういうお金を今度は資料館、あるいは歴史館につぎ込んで、もっともっと立派にしていこうという発想がなぜ皆さんがわからないのか、不思議でならないと思っております。

これからIT時代に突入するんですね。行政サービスが大きく変わってくると、我々議員

は考えなければならないと思うのは、100%リスクがないサービスはこれからなくなってしまうと思います。先ほど——繰り返しますが、交通事故が怖いから車に乗らない、そういう人を非難はしません。飛行機に乗らない人も、その人が不便になるからですけども。しかし、我々が選択する基準というのは、どれだけのリスクを覚悟で、どれだけのサービスを市民の皆さんに提供できるか、そしてそのリスクをどれだけ減らすかというのが市長が我々に求めているところだと私は思うんですね。

長くなったので、最後にまとめますけれども、これまでの執行部の説明でもわかりますように、図書館カードは選択制です。これはきちんとしておかにゃいかんと思うですよ。基本的な貸出カードが主です。そして、それに付加することができる。（発言する者あり）何かやっていますよ、あそこ。

そういう方にTカードを出したり、あるいはもっともっといいことができるかもしれません。そういう方は、テレビを見ている方はぜひとも手を挙げて、私も参加させてほしい、まだまだ余裕はあると、余地はあると思うんですね。そういうすばらしい図書館を運営したいという方がおられたら、ぜひとも手を挙げていただきたいと思うんですね。

間違えて書かれたと私は信じておりますけどね、平野議員さんの言葉でございますけれども、渡海大臣も導入されるべきだとしているんですね。いろいろな問題が払拭されて、指定管理者制度が導入されるならば、導入されるべきだと言っている。このいろいろな問題というのは、長期的視野に立った運営ができにくい。できないじゃないですよ、できにくいんですね。職員の研修機会の確保や後継者の育成が難しい。これをがっちりできるような、そういうすばらしい指定管理者を我々が見つける、市長が見つける、それが武雄市民の皆さん方に対する最大のサービスだということを苦言申しまして、賛成討論といたします。御賛同よろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第48号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第48号議案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで議事の都合上、1時45分まで休憩をいたします。

休	憩	12時33分
再	開	13時45分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

続いて、第49号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第49号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第49号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第51号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第51号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第51号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、請願第1号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより請願第1号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

#### 日程第12・第13 第56号議案・第59号議案

日程第12. 第56号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第2回）及び日程第13. 第59号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

以上の2議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長にその審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第56号議案に対する報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

#### ○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第56号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について、審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、国・県補助金の内示等に伴う事業の追加と、そのほか当初予算編成後、早急に対応が必要になったものについて所要の額が計上されています。

歳出の主なものとして、1項. 総務管理費の13節. 委託料でフェイスブックポータル機能

構築業務委託料として381万2,000円が計上されていて、事業の内容としては、現在職員が市役所内のパソコンでやっている会議室の予約や公用車の予約をインターネットによりフェイスブック上で行うというものです。

以上のような説明を受けたところであります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第59号議案に対する報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

#### ○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第59号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について、審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、再生可能エネルギー利用推進と公有財産の有効活用の観点からメガソーラーの事業誘致を進め、ほかの自治体との競争の中で有利な条件で誘致を進めるための候補地確保に要する経費で、若木の本部ダム土捨て場跡地を土地開発公社から市が買い戻すためのもので、1億3,053万円が計上されています。

委員会の2日目には、現地のほうにまで視察をしております。

本件につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

第56号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

#### ○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

今議会で本委員会に分割付託されました第56号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、農業振興、農地、商工振興、観光に関する経費でございます。

歳出の主なものとしたしましては、6款1項3目、農業振興費にさかの強い園芸農業確立対策事業補助金1,216万5,000円が計上されています。主に、ハウスの省エネ資材である多層被覆装置やヒートポンプ等の設備導入を行うキュウリ、イチゴの生産団体等に対する補助金

で、これは県が2分の1、市が10分の1の補助率ということです。

同じく、さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業補助金305万5,000円が計上されています。集落営農組織が農作業の省力化や低コスト化を図るために購入する大型農業機械に対する補助金で、これは県が3分の1、市が10分の1の補助率ということです。

同じく5目、農地費に農業体質強化基盤整備促進事業工事1億2,140万円が計上されています。排水不良田の暗渠排水整備工事を実施するものでございます。

また、新幹線鉄道工事に伴うため池・農道改修工事測量設計業務委託料953万4,000円が計上されています。新幹線鉄道工事の影響で、東川登町の宇土手区の中山ため池の中山農道に補強、改修を施す必要が生じるもので、現地においても状況の確認を行ったところです。財源については、すべて鉄道、運輸機構から受け入れるものとの説明を受けております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。19番山口昌宏議員

**○19番（山口昌宏君）〔登壇〕**

委員長にお尋ねをいたしますけれども、暗渠排水の件でございますけれども、私は今まで産業経済常任委員会に入っておりましたときにも申しましたとおり、今の暗渠排水というのは——今回の件は、話を聞いておりますと、橘地区の暗渠排水にかかる1億3,000万円の話ということでございますけれども、そういう中で、小排水路というのがありますけれども、その小排水路について、暗渠排水だけして、小排水路がもう60センチ以上に泥がたまっておりますので、そういうふうな面での検討をされたのか。執行部のほうから話があって、それを大丈夫だという観点から1億3,000万円というのをオーケーにされたのか。

もう1つ、話の中で、去年した部分について報告があったかどうかというのが重大なことだと思いますけれども、そこに暗渠排水をした後にめり込んで機械が動かなくなったとかいう報告をあちこちで聞いております。そういう中で、その辺を含めて検討されたのか、この2点をまずお尋ねします。

**○議長（杉原豊喜君）**

小柳産業経済常任委員長

**○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕**

暗渠排水の勾配においては、議員のほうからも御質問がありました。それで、70センチぐらいの落差をとるべきじゃないかというようなことで質問がありまして、執行部からもそのような答弁を受けております。

そして、前の暗渠排水、武内、若木、山内の件だと思いますが、その件についての反省としての審査は行ってはおりません。しかし、個人的には私もいろいろ聞いてはおります。

**○議長（杉原豊喜君）**

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

今、ちょっと答弁の中で70センチというのがありましたけれども、その辺のところ、何が70センチなのかというのがちょっとわかりかねましたので、再度。

○議長（杉原豊喜君）

小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

流れる勾配、私が言いよるのは、暗渠排水の詰まったりなんかするでしょう。その勾配のことを議員から御質問があつて、そのくらいとっておけばいいんじゃないかなろうかというようなことやったです。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

第56号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第56号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について、審査内容と結果について御報告をさせていただきます。

補正予算書の3款．民生費では、保育所等緊急整備事業として、子どもを安心して保育できる環境整備を目的に、老朽化が進んでいる武内保育園と立野川内保育園の建設費として2億4,197万8,000円が計上、また10款．教育費の文化振興費では、3年目となるアウトリーチと演奏会開催実行委員会への負担金として548万3,000円を計上したとの説明を受け、本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第59号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

次に、本委員会に分割付託されました第59号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について、審査内容と結果について御報告をさせていただきます。

補正予算書の10款．教育費の学校管理費1,698万5,000円については、学習環境整備事業として、市内の中学3年生の教室に空調設備を行う設置工事費で、受験に臨む最終学年であり、学習効果の向上を期待するとのことであります。



なお、委員からは来年度改築工事を行う山内中学校は除かれているため、何らかの対策を講じてほしいとの要望がありました。

以上、本件につきましては慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

**○議長（杉原豊喜君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。12番吉川議員

**○12番（吉川里己君）〔登壇〕**

学習環境の整備ということで、冷暖房装置を今回6月補正で取り入れていただいたということで、樋渡市長、それから浦郷教育長には感謝を申し上げるところでございますけれども、実際、今年度は予算の関係から3年生だけということでございますけれども、まず時期的な問題ですね。今回の3年生の設置運用はいつからできるのかという質問と、もう1点は青陵中学校とのバランスを考えたときに、1年生、2年生も早急に取り組む必要があるというふうに思いますけれども、その辺については委員さんのほうで協議がなされておるとは思いますけれども、この内容について伺います。

**○議長（杉原豊喜君）**

松尾陽輔福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕**

1点目のいつから設置ということですが、夏休み前までには工事の分割発注を予定しているということで、早いうちにとということでありました。

2つ目の1、2年生に関しては質疑がございません。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

第56号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

**○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕**

今定例会において、本委員会に分割付託されました第56号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について、審査の内容と結果について報告いたします。

今回の補正の案件は2件あり、住宅リフォーム緊急助成事業補助金の補正をお願いするものであるとの説明を受けました。県では、平成23年から平成25年の継続事業であるが、県内全域で予想を上回る需要があり、県は平成25年に予定されていた額を前倒しして、平成24

年度に上乘せすることになったため、今回の増額補正になったとのことでした。

執行部より、6月15日現在296件、平均補助額19万3,000円が申請されているとのことでした。その経済効果は、その10倍ぐらいは考えられるとのことでした。

委員からは、今度の補正額で大丈夫なのかと質問が出ました。それに対し、不足するのではないかと回答でした。

そこで、委員からは、この事業が県で再補正がないようだったら、この事業が継続するよう武雄市独自の補正をするべきではないかとの意見があり、当委員会で今後検討しようとなりました。

また、リフォームの現場を見たいとの声がありましたが、個人のプライバシーでもあり、写真での報告となり、検証しました。

次に、一般道路整備事業の補正では、新幹線接続工事に伴う市道付けかえ工事測量設計業務委託費の補正案件でした。委員から、図面ではなく現場を見たいとの声があり、現場を見て納得しました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告します。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第56号議案及び第59号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第56号議案に対する討論を求めます。討論はございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第56号議案を採決いたします。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第56号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第59号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第59号議案を採決いたします。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第14・第15 諮問第1号・諮問第2号

日程第14. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第15. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。樋渡市長

#### ○樋渡市長〔登壇〕

諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、一括して御説明申し上げます。

諮問第1号につきましては、現委員の杉岡龍道氏の任期が本年9月30日をもって満了いたしますが、引き続き杉岡氏を推薦いたしたく、また諮問第2号につきましては、現委員の杉岳覚昭氏の任期が同日をもって満了し退任されることとなり、後任として禿井隆信氏を新たに人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものでございます。

杉岡氏、禿井氏の経歴につきましては、それぞれ添付いたしております資料のとおりでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（杉原豊喜君）

諮問第1号及び諮問第2号に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。諮問第1号及び諮問第2号は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

諮問第1号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は何ら異議なき旨を市長に答申したいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

諮問第2号を採決いたします。本件は何ら異議なき旨を市長に答申したいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

#### 日程第16 庁舎問題検討特別委員会の設置及び委員の選任について

日程第16. 庁舎問題検討特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

庁舎の問題については、老朽化した市庁舎の今後のあり方についての問題を審査するために設置を行うものであります。

特別委員会の設置につきましては、これまでの慣習、慣例等により、議会運営委員会において協議していただき、意見の一致を見ました。よつて、議長を除く25名の議員による庁舎問題検討特別委員会を設置し、事件に係る問題の調査、検討事項を付託の上、閉会中も継続して調査、検討することにいたしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、この件は議長を除く25名の議員による庁舎問題検討特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して調査、検討することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮つて指名することになっております。よつて、議長を除く25名の議員を特別委員に指名いたします。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました25名の議員を庁舎問題検討特

別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、庁舎問題検討特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

休 憩 14時6分

再 開 14時30分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま庁舎問題検討特別委員会委員長より、正副委員長互選の結果について報告がありましたので、御報告いたします。

委員長に19番山口昌宏議員、副委員長に3番上田議員でございます。よろしく願いたいと思います。

ここで議事日程、意見書配付のため、暫時休憩をいたします。

休 憩 14時30分

再 開 14時32分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど採択されました請願第1号に係る意見書第1号を追加上程いたします。

お諮りいたします。ただいま上程いたしました意見書第1号を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第1号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

**日程第17 意見書第1号**

日程第17. 意見書第1号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。6番松尾陽輔議員

○6番（松尾陽輔君）〔登壇〕

意見書第1号 教育予算の拡充を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

2011年度政府予算の成立によって、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な改正義務標準法が施行されることになりました。この改正条文の附則には、公立の小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次に改定することと、それらに必要な安定した財源の確保に努めることも明記されており、このことから、今後、全学年における35人以下の学級を早急に実行することは国としての大きな責務であると考え、1つに義務教育機関の全学年における35人以下学級を早期に実現すること、さらに、より豊かな教育環境を整備するために、35人以下からさらに踏み込んだ施策を計画、実施すること、2つ目に教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、

国庫負担の割合を2分の1に復元することを強く要望するものであり、議員各位の御賛同をよろしく申し上げ、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

以上であります。

**○議長（杉原豊喜君）**

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書第1号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

意見書第1号を採決いたします。

お諮りいたします。意見書第1号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第1号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

**日程第18 閉会中継続調査申出について**

日程第18. 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長からそれぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成24年6月武雄市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 14時36分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 山崎鉄好

〃 議員 朝長 勇

〃 議員 山口裕子

〃 議員 谷口攝久

会議録調製者 筒井孝一